

# 自主防災会活動マニュアル



豊川市

令和6年4月

# 目 次

はじめに	1
第1 自主防災組織の必要性	2
第2 自主防災組織の編成・運営	2
1 組織の編成	2
2 組織の運営	3
(1) 自主防災会長・副会長・防災リーダーの役割	4
(2) 規約の作成	4
(3) 自主防災組織の現状把握	5
(4) 防災計画の策定	6
(5) 活動目標の設定と活動計画の策定	7
ア 活動目標の設定	7
イ 活動計画の策定	7
(6) 防災リーダーの選出	9
(7) 防災資機材等の整備・点検	9
ア 整備する防災資機材の検討	9
イ 防災資機材の選定(例)	10
第3 自主防災組織の活動について	11
1 日常における活動	11
(1) 防災知識の広報・啓発	11
(2) 地域の災害危険個所の把握	12
(3) 井戸の調査	12
(4) 防災訓練	13
初動措置訓練	14
情報収集・伝達訓練	15
避難訓練	16
初期消火訓練	17
救護訓練	17
救出訓練	18
炊き出し訓練	18
防災講話	19
図上訓練	19
体験イベント型訓練	19
その他	20
総合訓練	20
★★訓練の構成★★	21

(5) 火気使用設備器具等の点検	22
ア 火気使用設備器具等の点検	22
イ 危険物品等の点検	22
ウ 木造建物の点検	22
(6) 要配慮者対策	23
(7) 他団体と連携した訓練活動の実施	23
ア 消防団との各種訓練	24
イ 企業（事業所）との合同防災訓練	24
ウ 学校との避難所運営訓練	24
<b>2 地震災害時の活動</b>	<b>25</b>
(1) 情報の収集及び伝達	26
(2) 出火防止、初期消火	27
ア 出火防止	27
イ 初期消火	27
(3) 救出・救護	28
ア 救出活動	28
イ 救護活動	28
(4) 避難	28
ア 避難誘導	29
イ 避難所の開設・運営等	29
(5) 給食・給水	29
<b>3 風水害時の活動</b>	<b>30</b>
(1) 情報の収集及び伝達	31
ア 防災気象情報	31
イ 避難情報等	31
(2) 避難及び避難所運営	31
<b>第4 連携による活動の活性化</b>	<b>33</b>
<b>1 連携の考え方</b>	<b>33</b>
<b>2 自主防災組織間の連携</b>	<b>33</b>
<b>3 消防団との連携</b>	<b>34</b>
消防団の特性と地域防災における役割	35
<b>4 地域の様々な団体との連携</b>	<b>36</b>

## 【 資 料 編 】

自主防災会規約の作成例	1
自主防災会防災計画の作成例	4
防災訓練実施計画の作成例(総合訓練)	1 1
防災訓練実施計画の作成例(図上訓練)	1 2
防火防災訓練実施届 記入例	1 3
豊川市の指定避難場所等一覧表	1 4
避難所開設ガイド	2 1
豊川市自主防災会一覧表	2 2
豊川市の災害用備蓄品一覧表(参考)	2 4
デジタル移動系防災行政無線の概要	2 5
119番の通報訓練	2 9
消火訓練(水バケツ編)	3 0
消火訓練(消火器編)	3 1
応急担架の作り方	3 2
ロープワークを覚えよう!	3 3
心肺蘇生法の手順	3 5
AED到着後の手順	3 6
三角巾の使い方	3 7
炊飯袋でご飯を作ってみよう!	4 0
防災マップの作成例	4 1
緊急地震速報について	4 2
気象庁震度階級関連解説表(抜粋)	4 3
豊川市の注意報・警報基準(抜粋)	4 6
津波警報・注意報の種類	4 8
とよかわ安心メール登録方法のご案内	4 9
豊川市防災アプリ	5 0

## はじめに

平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震など、各地で次々と大きな地震災害がありました。また、平成23年3月11日、未曾有の大災害となった東日本大震災が発生し、マグニチュード9.0という巨大地震によりもたらされた津波の脅威を現実のものとして認識し、平成28年熊本地震では、前例のない最大震度7を2度も発生する経験をしました。そして、令和6年1月1日に最大震度7の能登半島地震が発災し、大きな被害となりました。

東日本大震災では津波からの避難を最大の教訓として学んだほか、これまでの地震災害の実情から、建物の耐震化や家具類の固定、水・食料・生活用品の備蓄、避難所運営のあり方、復興に向けたマンパワーの確保など、幾多の知見や教訓を習得しました。

こうした地震災害の経験を重ねるうちに、防災対策や災害対応の多くは、行政による支援、いわゆる「公助」には限界があり、災害の規模が大きいほど、自らの命は自ら守る「自助」、自分の地域は皆で守る「共助」の重要性を認識するようになりました。まさに、自主防災組織の意義が再認識されたこととなります。

ぜひ、今後とも、地域住民が主役となって、お互いに支え合い助け合って地域防災を実践していきましょう。

このマニュアルは、自主防災組織の役員など地域防災のリーダーはもとより、地域防災に携わるすべての人のために、自主防災組織の基本的な活動内容などについて分かりやすく解説したものです。地域防災力の向上と自主防災組織活動の充実を図るための参考資料としてご活用いただきますようお願いいたします。

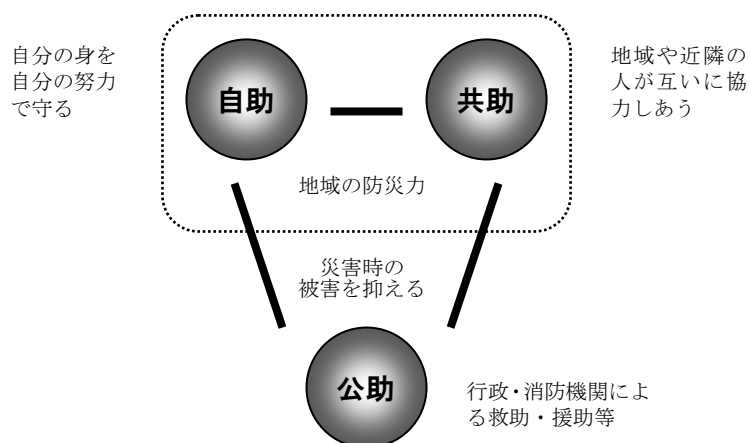
令和6年4月



## 第1 自主防災組織の必要性

ひとたび大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、国や都道府県、市町村の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられるため、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の

人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。そして、「自助」「共助」「公助」が有機的につながることで、被害の軽減を図ることが出来ます。



自主防災組織は「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。

## 第2 自主防災組織の編成・運営

### 1 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには、組織を取りまとめる会長をおき、会長のもとに副会長ほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要があります。

編成にあたっては、まず活動班を編成し、活動班ごとに班長を定めます。

班編成も組織の規模や地域の実情によって異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から始めて徐々に編成を充実させることも重要です。

## 組織の基本的な班編成

編成班名	日常の役割	災害時の役割
本部	組織の総括及び連絡調整 組織の運営指導 町内会等との連絡調整 防災会議の開催 防災計画・訓練計画の樹立	市災害対策本部との連絡調整 各班の調整、指導
情報班	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	避難路(避難場所)等の標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	器具の点検	水、食糧等の配分 給食・給水活動

(豊川市自主防災会の一覧表は資料編22ページ)

## 2 組織の運営

自主防災組織を編成し効率的に運営していくためには、組織の目的や事業内容、役員を選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について明確にした規約を定め、災害の発生時に迅速かつ能率的に防災活動を行い、被害の拡大を防止するための防災計画を策定しておく必要があります。また、防災活動が意義のある活動となるよう、組織の活動目標の設定や防災訓練、研修会等の計画を立て、安定した組織の運営を行うことが重要です。

## (1) 自主防災会長・副会長・防災リーダーの役割

ア 自主防災会長は、自主防災会を総合的に統括し、防災訓練の計画など自主防災会活動を実施するように努める。

イ 自主防災会副会長は、会長を補佐し、自主防災会活動を実施するように努める。

ウ 防災リーダーは、市長認定の「とよかわ防災リーダー養成講座修了者」、「とよかわ女性防災リーダー養成講座修了者」又は「愛知県養成の防災リーダー」で自主防災会長、副会長を補佐し、自主防災会活動に関し、自主防災会長、副会長に訓練計画などの助言及び、自主防災会長の依頼により、自主防災会員に訓練などの指導を実施することができる。

## (2) 規約の作成

自主防災組織の活動を円滑に行うためには、組織の位置づけや体系、役割分担等を明確にした規約（運営ルール）を作成しておくことが必要です。

規約は、組織の目的、事業内容を明らかにするものであり、次のような点に留意して作成するとよいでしょう。

### 規約作成の留意点

- ① 自主防災組織を設置する根拠は、組織に参加する住民相互の合意にあり、相互の合意を明確化した規約を定めておく必要がある。
- ② 自主防災組織を設けるにあたり、自治会、町内会の一つの部門として設ける場合は自治会、町内会の規約を改正すれば足りるが、新たに自主防災組織を設ける場合は、規約により必要事項を明確にする必要がある。
- ③ 規約は、組織の目的、事業内容を明らかにするとともに、役員の選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について定めるものである。

(自主防災会規約の作成例は資料編1ページ)



9月1日は**防災の日**です！  
(防災週間・8月30日～9月5日)



### (3) 自主防災組織の現状把握

自主防災組織の活動で確認していただくのは、世帯票を管理している町内会については世帯票、防災資機材の台帳、市から配付された避難行動要支援者登録台帳、前年度までの活動記録などです。

#### ① 町内会の世帯票

世帯ごとに記入する台帳で、町内会活動のために利用されているもので、避難場所での世帯人員確認などに活用します。

様式は市民協働国際課で無償配布していますが、管理は町内会（自主防災組織）で行われるものです。個人情報に関する項目もありますので、活用方法について配慮が必要です。

#### ② 防災資機材の台帳

自主防災組織で所有する防災資機材、備蓄品などについて、種類、品名、数量、規格、点検状況を年次ごとに記載します。

#### ③ 避難行動要支援者登録台帳

災害時に支援を必要とする人を把握するための台帳で、避難誘導や避難所での対応に役立っています。

本人の同意を得たうえで台帳を整備していますが、内容については、プライバシーに関わる事項ですので、取り扱いや保管方法には十分注意してください。（災害対策基本法第49条の13 秘密保持義務）

#### ④ 前年度までの活動記録

防災研修会、防災訓練計画の打ち合わせ、写真など、これまで自主防災組織で行われてきた活動記録を確認するもので、会長の引継ぎ時には、必ず次の会長に理解していただくことが必要です。

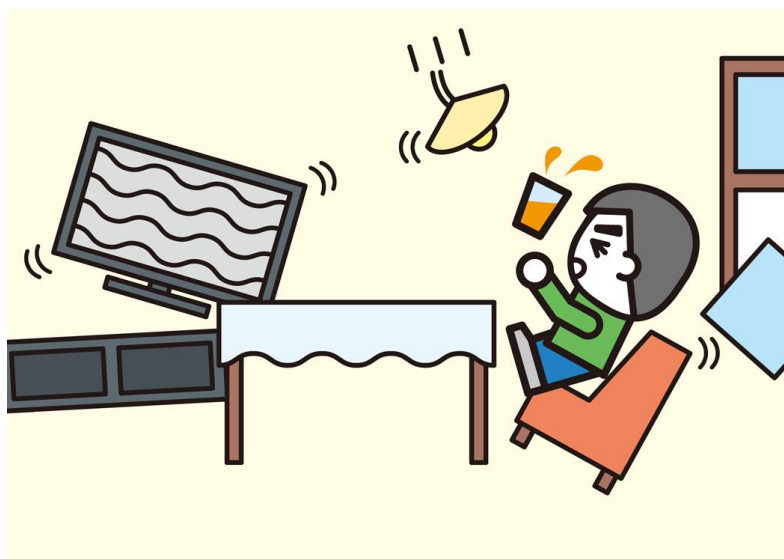
#### (4) 防災計画の策定

防災計画の策定にあたっては、日頃どのような対策を進め、災害時にどう活動するかを具体的に明記するほか、河川がはん濫しやすい、避難行動要支援者が多い等、地域の実情を踏まえたうえで、防災計画に反映することも重要です。また、市の地域防災計画とは密接な関係があることから、十分協議しておく必要があります。

##### **防災計画策定の留意点**

- ① あらかじめ、地域の地形、地域内の危険物の所在、建物の耐震化の状況などを考慮し、地域としての集合場所、避難場所等を決定する。
- ② 避難誘導班の班長を決めておき、その指示に従って全員が組織としてまとまって避難するようにする。
- ③ 自主防災組織の責任者は、避難予定地、避難路の状況を確認し、安全な経路を選定する。
- ④ 住民が他の組織の住民と混同しないようにするため、避難誘導班員は自分の地域の目印となるものを携帯する。
- ⑤ 避難誘導班員は、住民が不必要な荷物を持たないように注意する。
- ⑥ 組織内における傷病者、高齢者、身体障害者等の避難行動要支援者の住所を確認し、担架搬送等により、全員が安全に避難できるようにする。  
  
近年、地域の外国人も増加しており、日本語がわからない外国人への避難情報伝達のあり方も検討する。
- ⑦ 市からの避難情報が遅延したり、あるいは、伝達が困難な場合も予想されるので、組織として、自主的に判断して避難する場合についても検討する。
- ⑧ 避難場所に至る経路については、風向、晴雨等の気象条件、災害の規模態様等を勘案のうえ、あらかじめ、第二、第三のルートを想定して計画を立てておくようにする。

(自主防災会防災計画の作成例は資料編4ページ)



## (5) 活動目標の設定と活動計画の策定

### ア 活動目標の設定

活動目標の設定にあたっては、あらかじめ防災に関する知識や地域の危険状況について学習する機会を設け、防災の知識等を深めながら、実際の活動を通じて徐々に活動レベルを上げ、これに応じて修正していく必要があります。

#### 目標設定の留意点

- ① 消防団等から防災についての専門的な知識や技術等についてアドバイスを受けておく。
- ② 防災マップやハザードマップ等を活用し、地域の災害危険箇所を把握しておく。
- ③ 組織の活動状況を考慮し、中長期的に実現可能な具体的目標を設定する。

### イ 活動計画の策定

活動計画の策定にあたっては、中長期的な視点に立った活動目標を実現するため、前年の活動状況や年間を通じてどのような防災活動を行う必要があるかを検討し、実際に行う活動内容を取りまとめ、年間の活動計画を策定していくとよいでしょう。

## 活動計画策定・見直しの際の留意点

- ① 編成班ごとに検討会を行う等、できるだけ多くのメンバーから意見を出してもらうようにする。
- ② 検討会で出た意見を、テーマごとに整理し、優先度をつけていく。(その際、緊急性・重要性といった基準を設けて検討を行うと、討議や合意が進みやすい)
- ③ 整理された意見を、活動の状況から、時間的制約、予算、活動主体等の要素を加味して、活動計画を作成する。
- ④ 徐々に活動目標を修正しながら活動レベルの向上に努め、地域防災活動について継続的に取り組む姿勢をもった計画策定を心がける。
- ⑤ 年間活動計画に特徴をもたせるために、年度ごとの重点項目(目玉事業)を決めるのもよい。

## 年間活動計画の作成例

〇〇自主防災会年間活動計画

令和〇〇年度

日 時	活 動 内 容	備 考
〇月〇日	総会	重点項目の決定
〇月〇日	定例会議 自主防災組織の現状把握	
〇月〇日	防災研修会	
〇月〇日	定例会議 防災訓練打ち合わせ	訓練計画書作成
〇月〇日	防災訓練	
〇月〇日	定例会議 防災資機材の点検	防災倉庫、集会所
・	・	・
・	・	・

## (6) 防災リーダーの選出

防災リーダーは、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、平常時には地域の安全点検、防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や要配慮者の把握、防災訓練の指導等を行い、日頃から住民の防災意識を高めることに努める必要があります。また、災害発生時には自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められます。

### 防災リーダーの要件

- ① 防災に関心が高い。(災害対策の経験があればなお良い)
- ② 行動力がある。
- ③ 地域において人望が厚い。
- ④ 自己中心的でなく、地域住民全体の立場で考えられる。
- ⑤ 多数意見を取りまとめ、また、少数意見を尊重できる。
- ⑥ 非常時の現場の状況を取り仕切る力がある。
- ⑦ 消火、救助、避難誘導、安否確認などに関する知識や知恵がある。

平成22年度から自主防災活動のけん引役となる「とよかわ防災リーダー」養成講座を開催しています。この防災リーダーは、複数年自主防災会に携わり、充実した自主防災活動を行うことにより、地域に根付いた防災意識をさらに向上させることを目的として養成しています。また、平成29年度から「とよかわ女性防災リーダー」の養成講座も開催しています。男女双方の視点で防災対策が行われるよう、女性防災リーダーの養成も必要です。

## (7) 防災資機材等の整備・点検

### ア 整備する防災資機材の検討

自主防災組織が情報収集伝達、初期消火、避難誘導、救出救護、給食給水等の役

割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておく必要があります。

また、整備した資機材は、定期的に訓練をして使用方法を熟知しておき、破損や紛失がないかを点検することも重要です。

#### イ 防災資機材の選定（例）

用途	品目
情報収集伝達用	電池式メガホン、携帯用無線機、ラジオ、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック
初期消火用	消火器、水バケツ、消火栓用ホース、筒先（ノズル）、消火栓開閉金具、防火衣、ヘルメット、とび口、組立式水槽、可搬式動力ポンプ
水防用	防水シート、つるはし、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、救命ボート、救命胴衣、ゴム手袋（軍手）
救出活動用	はしご、バール、ジャッキ、のこぎり、なた、ペンチ、ハンマー、チェーンソー、エンジンカッター、防塵マスク、ロープ
救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート、簡易ベッド
避難所・避難用	小型発電機、投光機、強カライト、懐中電灯、標旗、警笛、簡易トイレ、寝袋
給食給水用	防災用煮炊きセット、給水タンク、ガスボンベ、飲料水用水槽
その他	資機材格納庫（防災倉庫）、リヤカー、腕章、携帯電話用充電器、ビニールシート、備蓄食糧、飲料水、備蓄燃料



### 第3 自主防災組織の活動について

#### 1 日常における活動

##### (1) 防災知識の広報・啓発

地域住民が防災に関する知識を習得できるようにするには、地域ぐるみで防災意識を醸成する必要があります。そのためには、次のような方法があります。

- ① あらゆる会合の機会をとらえ、防災について話し合う機会を増やす。
- ② 地域の行事やイベントの中で、防災を意識づける機会をつくる。
- ③ 市等が開催する講演会や研修へ参加する。
- ④ 市が定めている地域防災計画の内容を理解するため、説明を受ける機会を設ける。
- ⑤ 災害の発生した地域を視察して、被害状況やよりよい対応方法を考える。
- ⑥ 地域における過去の災害事例、災害体験をまとめた広報を作成する。
- ⑦ 防災知識に関するチラシやパンフレットを作成し配布する。

防災知識の普及・啓発とともに、各家庭においても災害に対する備えをしておくことは、各自の生命、身体、財産を守るばかりでなく、地域の被害を軽減するために必要不可欠です。

なお、家庭内の具体的な安全対策には次のようなものがあります。

- ① 建物の耐震診断等の実施
- ② 家具等の固定や落下防止、窓ガラス飛散防止フィルムの貼り付け
- ③ 防災用品、食糧、飲料水等、物資の事前準備
- ④ 住宅用火災警報器や初期消火器具の設置
- ⑤ 緊急時連絡先の確認
- ⑥ 避難場所の確認（指定避難場所等一覧表は、資料編 P14～）



## (2) 地域の災害危険箇所の把握

地域の災害危険箇所を把握し、防災に関する認識を高めることも大切です。そのため、主に次のような視点から、地域の危険箇所について把握すると良いでしょう。

- ① 危険物の集積地域
- ② 火災の延焼拡大危険地域
- ③ 土砂災害の危険区域
- ④ 狭い路地やブロック塀の設置箇所

※ 災害危険箇所を含めた、地域の防災マップ等を作成すると良いでしょう。

## (3) 井戸の調査

災害時には、断水のため飲料水ばかりか、生活用水も不足する事態が予想されます。日ごろから、自主防災活動のひとつとして地域の井戸水の所在確認を行い、災害時に備えましょう。





#### (4) 防災訓練

地震などの災害が発生した際は、第一に「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、第二に地域における助け合い「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方が必要です。

共助の考えから、地域のコミュニティ活動の一環として、地震などの災害に対し、自分たちのまちを守ることができるよう、様々な訓練を行う必要があります。

#### ★★訓練の内容★★

- 初動措置訓練
- 情報収集・伝達訓練
- 避難訓練
- 初期消火訓練
- 救護訓練
- 救出訓練
- 炊き出し訓練
- 防災講話
- 図上訓練
- 体験イベント型訓練
- その他
- 総合訓練

防災訓練



## 初動措置訓練

被害を最小限に食い止めるために最も大切なことは、災害が起こったとき直ちに一人ひとりが落ち着いて適切な行動をとることができるかということです。特に地震の場合は、火災を発生させるかどうかで被害の大小を左右します。

とっさの場合に家族全員が、すばやく初動措置がとれるよう、次のような訓練を行うと効果的です。

### 訓練内容(初動措置訓練)

- ① 非常持出品の点検や避難路の確認など、避難の準備をする。
  - ・ 期限切れ物品の確認
  - ・ 防災マップで避難場所、避難路を確認する。
- ② 家族の中であらかじめ災害時の任務分担等を決めておく。
  - ・ 連絡先、連絡方法を決めておく。

(災害時伝言ダイヤル等)
- ③ 扉を開けて避難口を確保する。
- ④ 丈夫な机の下などに身を伏せ、揺れ(想定)の収まるのを待つとともに、家族全員が声を掛け合って居場所を確認する。
- ⑤ 身の安全を確保した後、コンロやストーブの火を消す。ガスの元栓を閉める。
- ⑥ 火災が起こっていないか確認し、出火していたら(想定)すぐに消火器などで消す。
- ⑦ 避難するときは、エレベーターは使用せず、階段から避難する。
- ⑧ 家族全員の安全を確認して、避難場所(訓練会場)に集合する。

## 情報収集・伝達訓練

災害情報の収集・伝達では、自主防災組織を災害情報の中継点として位置づけ、これを通じて市からの情報を地域住民に伝え、また逆に地域の被害状況、住民の避難状況などを自主防災組織で収集し、市に報告するための訓練を行います。特に大規模災害が発生した場合、的確な対策が進められるためには、迅速で正確な災害情報収集と伝達を行うことが必要です。災害発生時の情報収集や伝達をスムーズに行うための訓練として次の二つがあります。

### 訓練内容(情報収集・伝達訓練)

#### ① 情報収集訓練

地域内の被害状況（死傷者や建物、道路等の損壊状況）や火災発生状況、避難の状況等を正確迅速に調査収集し、自主防災組織の情報班長へ報告する要領を習得する訓練を行う。

#### ② 情報伝達訓練

災害対策本部からの指示等を正確に早く地域内の住民に伝達する要領を習得する訓練を行う。

#### 【訓練実施上の留意事項】

- 情報は正確を期するために必ずメモを取り、用件をまとめる。
- 情報を正確に伝達するために受信者に内容を復唱させる。
- 各世帯への情報伝達を正確かつ能率的に行うために、あらかじめ伝達経路を定めておくとともに、徒歩か自転車により行う。
- 情報の収集、伝達手段として無線等を活用する場合は、混信を起こさないよう、無線機等の運用訓練をして、取扱要領を身に付けておく。

## 訓練の例（情報収集・伝達訓練）

この訓練は、後述の「避難訓練」と連携すると効果的です。

住民が、指定避難場所まで集合する道中で、ブロック塀の倒壊、看板の落下など危険な箇所をチェックします。また、地域の避難行動要支援者の状況なども確認して、地域ごとに情報を取りまとめて、避難所等に設置されている「〇〇自主防災会」情報班長に報告します。

情報班長は、全体の情報が集まった時点で自主防災組織の活動対象の基礎とするとともに、市の災害対策本部にデジタル移動系防災行政無線を使用した伝達訓練をします。（デジタル移動系防災行政無線の概要は資料編25ページ）



## 避難訓練

災害発生時、市から避難情報が発令された場合を想定し、家から避難場所への避難や地域住民の安否確認などを行う訓練です。一般的には、組単位で集合（各自非常持ち出し袋を持参）し、集団を形成して避難場所へ向かいます。その際に組長が組内の安否の確認を行い、自主防災組織の役員に伝え、全体の安否の状況を把握します。



避難の際には、避難するルート of 安全確認も同時に行うとよいでしょう。例えば「崖崩れにより道路がふさがれている可能性がある。」とか「ブロック塀が崩れる可能性がある。」などです。

より安全なルートを日ごろから考えておくことが重要です。また、津波が心配される地域では、避難目標となる場所の確認も必要です。津波避難の原則は「とにかく高台へ」となります。

また、市からお渡ししている「避難行動要支援者登録台帳」を活用し、避難行動要支援者（高齢者・障害者など）の安否確認（声かけ）、避難誘導を行いましょ



### 初期消火訓練

地震による火災または通常の火災でも、初期消火により火災の拡大を食い止める事は重要です。市から貸し出しする水消火器による模擬消火訓練、地域にある消火栓ボックスを活用した消火栓の取り扱い訓練、バケツリレーなどがあります。



消火器取り扱い訓練



消火栓取り扱い訓練



バケツリレー

### 救護訓練

大規模災害発生時には、公的な救護が即座に受けられない可能性があります。このような場合の負傷者への簡単な応急処置や搬送方法を学ぶ訓練です。

具体的には、三角巾の取り扱い訓練、応急担架作成訓練（竹ざおと毛布を使った簡易な担架）、AED 取り扱い訓練などがあります。



また、災害時に「三角巾がない!」といった場合には、買い物袋や雑誌などの身近な日用品を代用する方法も学ぶこともできます。

### 救出訓練

大規模災害発生時には、やはり公的な救助が即座に受けられない可能性があります。このような場合に自主防災組織で購入したジャッキ・ボールなどの資機材を活用して、倒壊家屋からはさまれた人を救出する訓練です。これらの資機材の取り扱いは安全管理に十分配慮する必要があります。

「説明書を用いた使用方法の確認」→  
「軽い安全なものを使用した訓練」→  
「重量物を使用した実際の救助訓練」といったように徐々にレベルアップしていきましょう。

また、ジャッキなどは家庭にあるもの（自動車のジャッキなど）でも代用することができます。各家庭から持ち合っ  
て訓練する方法もよいでしょう。



ジャッキ・ボールを使用した救出

### 炊き出し訓練

避難所生活を想定した炊き出し訓練です。方法はさまざまですが、実際に電気・ガスが止まってしまった場合を想定する訓練がよいでしょう。（カセットコンロ、まきを使用した炊き出しなど）

自主防災組織で「はそり」（移動式炊飯器）を所有していれば、その取り扱いも同時に訓練しましょう。



また、市から賞味期限の迫った「アルファ化米」(インスタントのお米)を提供することも可能です。



### 防災講話

市職員等が出向いて、映像などを交えながら防災に関するお話をします。講話の内容はさまざまで、聞きたい災害の種類(地震、火災、その他)や対象となる人の年齢(子供、高齢者)などに合わせて内容を構成します。講話の時間は通常1時間程度(DVDの上映も含む。)ですが、時間を調整することも可能です。



### 図上訓練

図上訓練は、災害へのイメージトレーニングとして、地図を囲みながら参加者全員で災害時の対応策などを考える訓練です。

#### 1 初級編

地図に基本的なポイント(橋、公園、病院、危険箇所等)を記入して地域の実情を把握します。

#### 2 中級編

想定される災害(地震、水害等)を選択して、どこにどのような被害が発生するかを考えます。

#### 3 応用編

被害に向けた対応策を考えます。

### 体験イベント型訓練

防災と直接には関係しないイベント等において、災害時に役立つ基礎知識の普及や災害擬似体験といったプログラムを取り入れることによって、防災を意識せずに災害対応能力を高めることができます。

例えば、地域の運動会のプログラムにバケツリレーや応急担架のリレーを入れるのも一つの方法です。

## その他

市は、防災に関するDVDやパネルの貸し出しをしています。これらを利用して防災啓発ブースなどを設けることができます。また、予約制ではありますが、地震体験車（なます号）の試乗も可能です。

他にもさまざまなメニューがあります。



地震体験車



ロープ結索訓練

## 総合訓練

個別訓練によって習得した知識・技能を総合して、組織の各班が相互連携の取れた一連の活動が効果的に進められるようにするために行います。

※ 自主防災会単位、もしくは校区、連区単位で防災訓練を行う場合は、防火防災訓練実施届（資料編P13参照）を消防本部予防課（89-9682）へ提出しましょう。



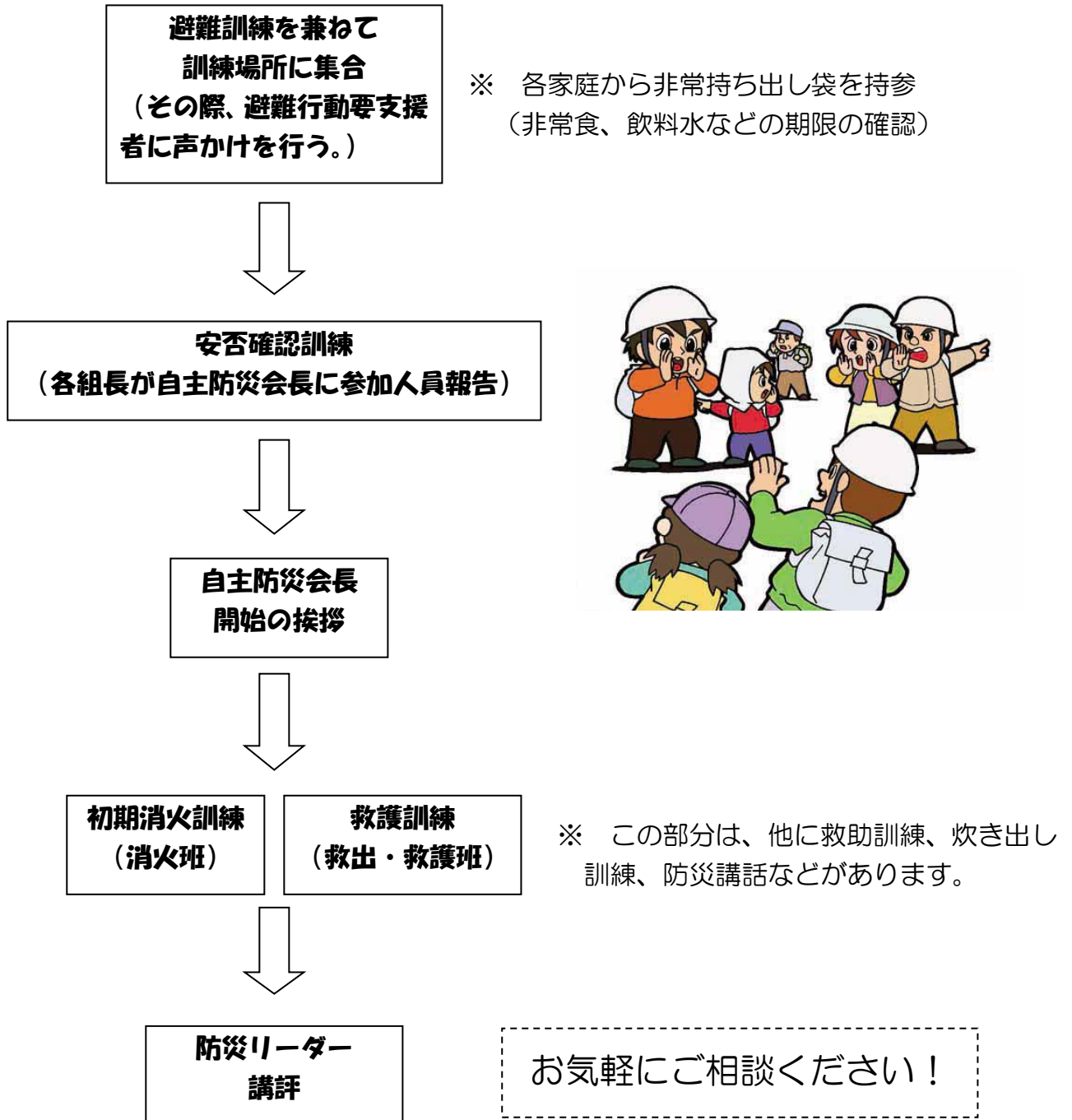
地域防災訓練(豊小学校校区)



## ★★訓練の構成★★

防災訓練の構成が「例年通り」では、やはり自主防災組織の防災力強化にはつながりません。とはいえ、初めから多くのことを求めるのは無理があります。前年にやらなかった訓練項目を取り入れたり、同じ訓練項目でも徐々にステップアップしていくような構成を考えましょう。

### ●訓練構成 (例)



※ その他、訓練の例については、資料編 P29～40を参考にしてください。

## (5) 火気使用設備器具等の点検

地震の発生に伴う出火により、被害が拡大することが懸念されます。そこで、その原因となりうる事柄について、普段から十分点検して対策を講じておくことが大切です。

### ア 火気使用設備器具等の点検

火を使う設備器具に故障や欠陥があったり、周囲が整理整頓されていなければ、出火や延焼の危険が高くなります。

### イ 危険物品等の点検

家の中にも灯油、食用油、各種スプレー缶等の可燃性の危険物品が多数あり、これらは地震動により発火または引火して、火災の原因になったり、火災を拡大させる要因になったりすることがあります。

### ウ 木造建物の点検

建物の倒壊は、倒壊による被害ばかりでなく、火災発生の重大要因ともなり、被害を大きくします。

建物の点検整備は、自主的に各家庭で行うべきですが、自主防災組織としては、「点検の日」を設定し、各家庭で一斉に点検するよう指導、推奨することも必要です。

また、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断を行う際には、市建築課（89-2117）にご相談ください。



## (6) 要配慮者対策

災害時に大きな影響を受けるのは、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）です。

要配慮者の安全を確保するには、要配慮者の状況を知る介護従事者、地域支援者、民生・児童委員と連携しながら、普段から交流するなどして取り組む必要があります。

### 避難行動要支援者について

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいいます。また、地理や災害に関する知識が乏しく、日本語が話せない外国人旅行者等も広い意味で避難行動要支援者にあたる場合もあります。

避難行動要支援者への支援は、主に情報及び行動への支援が挙げられますが、それぞれの状態によって支援すべき内容が異なるため、注意が必要です。

避難行動要支援者のうち、高齢者及び障害者への支援は、避難行動要支援者支援制度実施要綱により実施されます。個人情報取り扱いに十分注意しながら、登録台帳等によって継続的に管理、運用していくことが必要です（災害対策基本法第49条の13 秘密保持義務）。

また、避難行動要支援者に関する情報は、実際に災害が起きた場合に、実効性が確保できるよう個別に対応手段を取りまとめておくといでしょう。

そのためには、地域において登録台帳を活用した訓練を定期的実施することが大切です。

## (7) 他団体と連携した訓練活動の実施

連携による防災訓練とは、自主防災組織と消防団、災害ボランティア、事業所等が合同で実施する防災訓練のことです。

こうした訓練は、地域防災の視点から、それぞれの団体の得意分野や地域で担っている役割を結び付けて実施する点に特徴があり、災害時に実効性のある対応を目指す

ものです。

なお、他団体と連携した訓練活動としては、次のような内容が考えられます。

#### ア 消防団との各種訓練

初期消火、救出・救助等の訓練の際に、専門的知識を有する消防団員の指導を受けながら訓練を実施することで、防火・防災知識や技術の向上が期待できます。

#### イ 企業（事業所）との合同防災訓練

企業（事業所）と合同で行う防災訓練は、災害時の応援協力体制を確認するうえで重要です。

なお訓練実施にあたっては、資機材の借用方法、物資の提供の可否等を、企業の防災担当者と事前に協議しておく必要があります。

#### ウ 学校との避難所運営訓練

災害時に避難所となる学校での避難所の設営・運営訓練は、市の職員（避難所対策員を含む）、学校の先生（職員）、自主防災会員等の役割分担を確認するうえで重要です。

訓練の内容では、避難所の開設、施設管理や被災者の配置、情報伝達、生活必需品の配給などが考えられます。

（市の災害用備蓄品一覧表は、資料編 P24）



古宿連区防災訓練  
（豊川小学校体育館での避難所運営訓練）

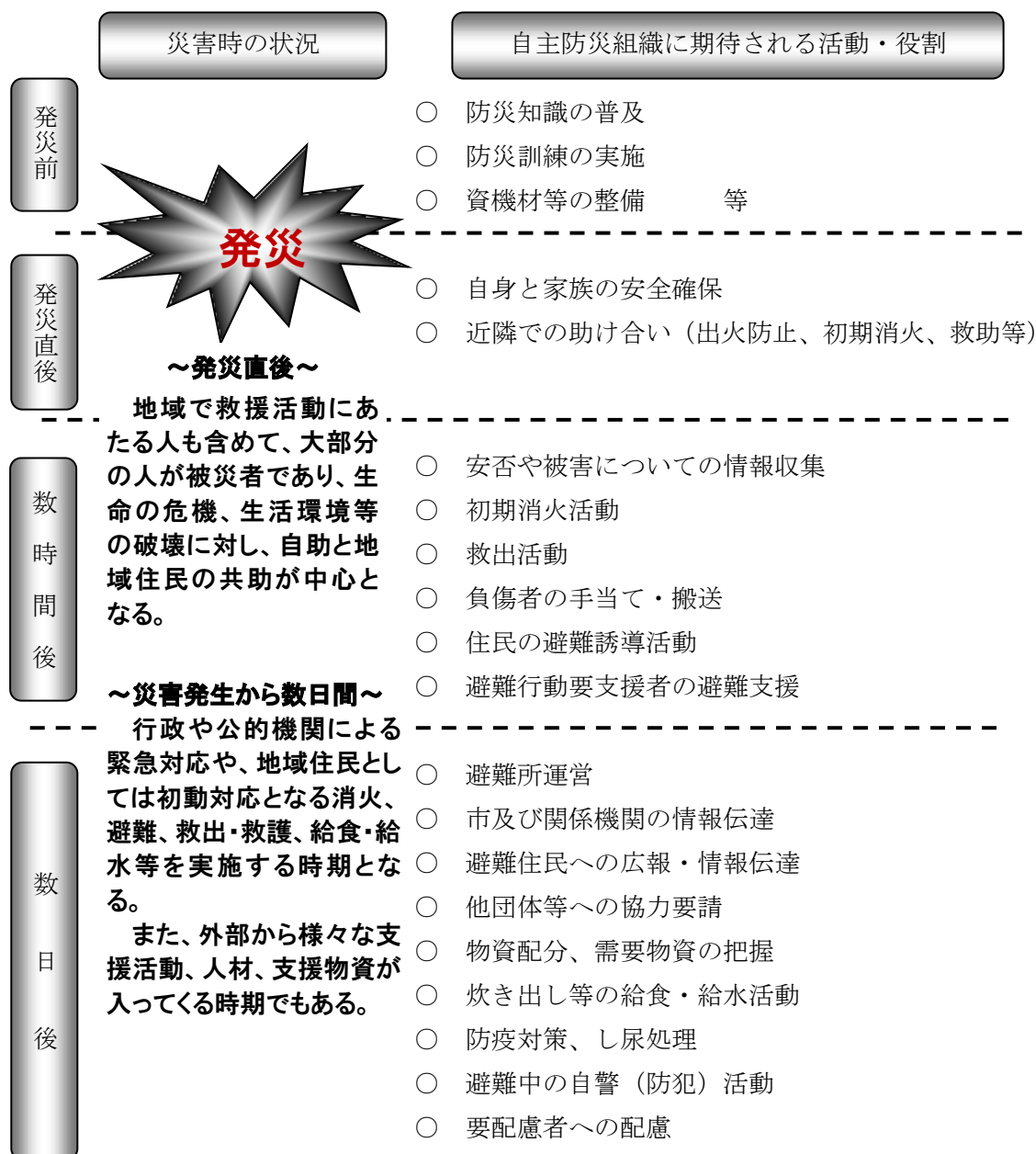
## 2 地震災害時の活動

災害時の活動は、発災時からの時間の推移によりその内容が変化するため、時期に応じた活動が求められます。

以下は初動対応の時期に期待される活動を表したものです。自主防災組織は初動対応以降も復旧・復興に向けて、他団体と連携しながら、継続的な活動が求められます。

ただし、災害時の活動は、自身及び家族の安全確保を前提として行われるものです。

### 時系列による地震災害時の活動



## (1) 情報の収集及び伝達

地震により被害が発生したときに、的確な応急対応をとるためには、災害情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が必要不可欠です。特に、デマ等によりパニックが発生し、社会の秩序維持に大きな影響が生ずる事態は回避しなければなりません。

災害情報は地域の実情や災害の種別により、様々な内容となりますが、伝達すべき情報を事前に地域ごとに定めておき、これについて市や消防機関等と住民が共通の認識を持っていなければなりません。

伝達すべき災害情報について例示すれば、次のようなものがあげられます。

- 被害の状況（火災、崖崩れ等の状況や建物、道路、及び橋等の被害状況）
  - 津波予報及び警報（防災情報伝達システム、豊川市防災アプリ、とよかわ安心メール）
  - 電気、ガス、水道等のライフラインの状況（復旧見通し）
  - 避難に関する情報（防災情報伝達システム、豊川市防災アプリ、とよかわ安心メール）
  - 救援活動の状況（給食・給水、生活必需品の配給）
  - 衛生上の注意等
- ※ とよかわ安心メールの登録方法は、資料編 P49
- ※ 豊川市防災アプリのインストール方法は、資料編 P50～51

災害情報の伝達ルートとしては、ラジオ、テレビによるものが最も有効ですが、地域の住民にきめ細かく情報を伝達するルートとして、自主防災組織の果たす役割は極めて大きいものがあります。

自主防災組織を災害情報の中継点として位置づけ、これを通じて、市や消防機関から伝達すべき情報を流し、また逆に、地域の被害状況、住民の避難状況等を自主防災組織で収集し、市や消防機関に報告することができるように地域の実情にあった仕組みを確立しておくことが必要です。

このため、自主防災組織は、防災計画により、情報班をおき、収集係、伝達係の責任者を明確にする必要があります。

## (2) 出火防止、初期消火

地震発生直後の対応として、自主防災組織は出火防止、初期消火活動にあたる必要があります。

### ア 出火防止

地震発生時の火災が、被害を何倍にも大きくすることは、過去の災害の例からも明らかです。

地震発生の際に火災を出すことがなければ、火に追われて避難する必要もなく、負傷者を落ち着いて救護することが可能となります。

### イ 初期消火

大規模な地震発生時の消防機関の活動は、以下のような状況により、通常に比べ、活動が制限されます。

- 建物の倒壊や地割れ、停車車両等による消防車の通行不能道路の発生
- 火災の同時多発
- 水道管破損による消火栓の使用不能 等

したがって、万一出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火を行う必要があります。

また、地域内の事業所に自衛消防組織が存在する場合には、事業所とあらかじめ協定を結び、消火活動等について協力を得られるようにしておくことも有効でしょう。



### (3) 救出・救護

地震が発生し、建物倒壊や、落下物等により多数の負傷者が発生した場合、救出・救護が必要となるため、自主防災組織としては、倒壊物やガレキの下敷きになった人を、資機材を使用して救出にあたるほか、負傷者には応急手当を行い、医療機関や応急救護所へ搬送する等の支援が求められます。

また、地震発生時には救急車の出動要請が同時に集中し、119番が「話し中」となり、出動した救急車も道路混雑のため、思うように活動できなかった事例もあるため、自主防災組織の防災計画には負傷者に対する救出・救護計画を定めておかなければなりません。

救出・救護活動に関しては、次のような点に配慮するといいでしょう。

#### ア 救出活動

- 大規模な救出作業が必要な場合には、資機材を活用して救出活動を行うとともに、必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請する。
- 状況に応じて、できるだけ周囲の人の協力を求めるとともに、二次災害の防止に努める。
- 倒壊物の下敷きになった人の救出に際し、同時に火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動にあたる。
- 世帯表やマップ等を活用し、効果的な救出活動を行う。

#### イ 救護活動

地域の医療機関とあらかじめ協議し、負傷者の受け入れ等について承諾を得ておき、重傷者が出た場合は、ただちにこれらの医療機関または応急救護所へ搬送する。

### (4) 避難

災害時の避難行動において、自主防災組織が担うべき役割は、①避難誘導、②避難所の開設・運営に分けられます。

また、被害の状況や災害が発生した時期や時間帯、火災発生時の風向き等によって安全な避難経路や避難場所が異なるため、正確な情報把握に努める必要があります。



## ア 避難誘導

避難活動の中心的役割を自主防災組織が担う場合も多く、組織の防災計画において綿密な避難計画を作り、関係住民に周知徹底しておかなければなりません。

また、市の指定緊急避難場所・指定避難所は市の地域防災計画において定めることとなっていますが、そこに至るまでの一時避難場所（または一時集合場所）については、あらかじめ組織の防災計画において定めておく必要があります。

一時避難場所は、以下のような条件を満たしていることが望ましいと考えられます。

- がけ崩れ、津波等による災害の危険のない場所であること。
- 避難行動要支援者にとっても避難が容易な場所であること。
- 救援活動に適した広さの場所であること。
- 住民によく知られた場所であること。

## イ 避難所の開設・運営等

避難所は災害の発生前後において、住民の安全を確保する避難施設として、さらに災害の規模や被害状況に応じて、一定期間生活する施設として重要な役割を果たすものです。

災害発生後に避難所を開設する場合は、市が指定した施設の安全確認がされた後、一時避難場所等から避難者を収容し、市職員、施設管理者及び避難者等が中心となり運営され、自主防災組織は可能な範囲で支援を行うこととなります。（避難所開設ガイド 資料編 P21）

### (5) 給食・給水

地震により、停電、断水、ガスの供給停止に加えて、食糧、飲料水、生活用水が不足することも予想されることから、自主防災組織としては、避難所等での安心・安全な生活支援として、食糧や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出し等を行う必要があります。

炊き出しを行う際は、衛生面に十分配慮し、食中毒等の二次災害を出さないように心がけなくてはなりません。

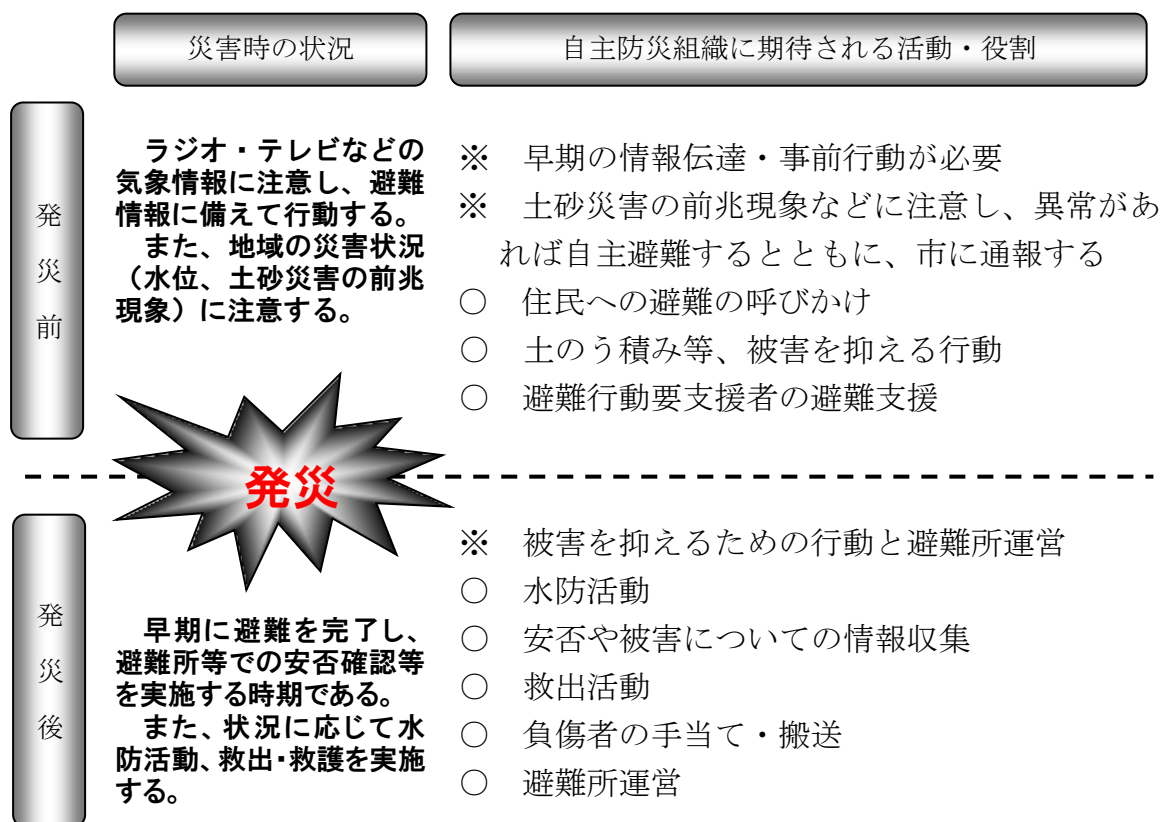
また、住民への給食・給水にあたっては、避難行動要支援者や自宅で避難生活を送っている人も、調理ができずに食事を求めて避難所へ来る人、帰宅困難者となった地域外の人々がいることも認識し、以下のような柔軟な対応が求められます。

- 自分で水や食糧を取りに来ることができない人、アレルギー体質の人等、様々な事情を抱えている人への配慮。
- 高齢者や病人、乳幼児などは、一般の防災備蓄食品が合わない場合もあるため、できるだけそれぞれの人に合わせた食品を考える。

### 3 風水害時の活動

地震災害時の活動と同様に、風水害時においても時期に応じた的確な活動が求められるが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害はその発生までにある程度の時間があるため、被害が及ぶ危険を避けるために、早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能です。

#### 時系列による風水害時の活動



## (1) 情報の収集及び伝達

風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかにすばやく避難を開始できるかがカギとなるため、正確な情報収集・伝達が重要となります。

なお、風水害時に伝達される災害情報については、次のようなものがあります（段階的に発表される防災気象情報と対応する行動 32ページ）。

### ア 防災気象情報（国土交通省、気象庁、都道府県が発表）

気象警報・特別警報

河川の洪水予報

土砂災害警戒情報

### イ 避難情報等

早期注意情報、気象注意報（気象庁が発表）

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（市町村が発表）

## (2) 避難及び避難所運営

風水害時の避難及び避難所運営については、特に被害の発生した地域によって状況が異なるため、被害情報を正確に把握し、安全な避難経路での避難、避難所開設への行動が求められます。



# 警戒レベル 4 ひなんしじ 避難指示で必ず避難

警戒レベル	新たな避難情報等	
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b> ※1
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~		
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)

- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。


警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません!**

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から全員避難しましょう。


避難に時間のかかる**高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難**で危険な場所から避難しましょう。

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

**① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない**  
(入っていると…)



流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります




地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

**② 浸水深より居室は高い**

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

**③ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分**  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。  
 ※豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認してください。

## 第4 連携による活動の活性化

### 1 連携の考え方

これからの自主防災組織の活動においては、自主防災組織相互の連携のほか、消防団、学校等の地域の様々な活動団体と有機的に連携し、活動の活性化を図り、防災をはじめとする地域の安心・安全への取組みを進めていくことが求められています。その際、各団体の活動の特徴を踏まえ、他団体が行う活動と自主防災組織の活動を結びつけ、相互の得意分野で地域の防災力を補完しあう活動を心がけることが必要です。

また、連携による活動においては、互いに良きパートナーとなれるよう、普段からの関係づくりとともに、地域における人的ネットワーク（つながり、結びつき）を広げていくことが大切です。

さらに、地域の安心・安全な暮らしへの住民意識の高揚やコミュニティの強化につながり、地域防災力のさらなる向上が期待できます。

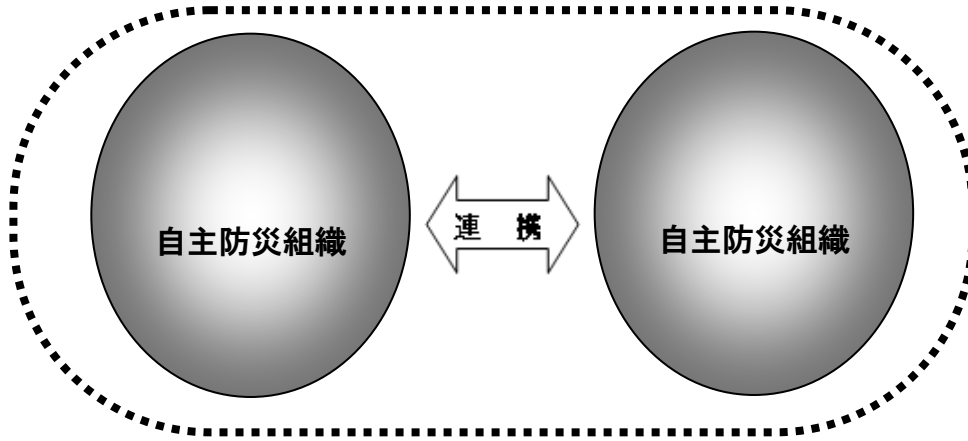
### 2 自主防災組織間の連携

自主防災組織は、身近な地域の防災組織であり、地域の防災活動が効果的に行える範囲、あるいは日常生活上の基礎的な地域といった範囲で組織が結成されています。

しかしながら、大規模災害の発生時には、周辺地域等、広範囲で被害が発生することが想定されるため、身近な地域での防災活動に加え、近隣の自主防災組織と連携し、普段から災害時に相互に協力しあえる体制を築いておく必要があります。

また、こうした連携を図るための組織として、市には、豊川市自主防災会連絡協議会が結成されています。（豊川市自主防災会一覧表は資料編22ページ）

## 自主防災組織間の連携



○近隣の自主防災組織との相互応援体制

○自主防災組織間の情報・人的交流

災害時 → 相互に協力した活動の展開

日常時 → 交流・会合（活動に関する情報交換の場）  
災害時の応援協力体制  
合同訓練  
避難所運営の役割分担・体制  
資機材等の共同活用 等

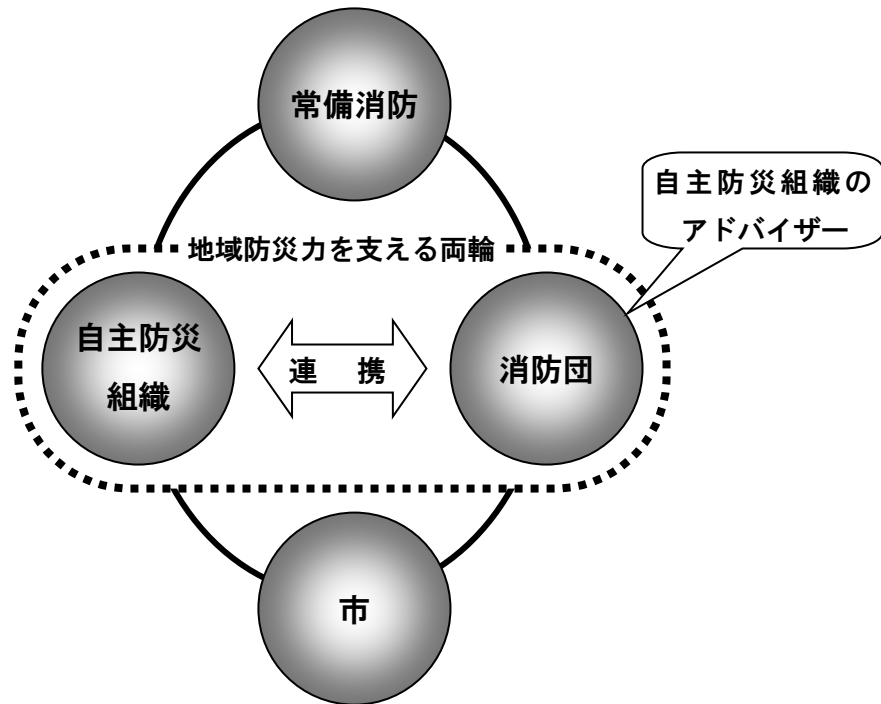
### 3 消防団との連携

大規模な災害が発生した際には、市や常備消防の対応だけでは限界があるため、自主防災組織、消防団等の総力を挙げて災害に対処する必要があります。

こうしたなかで、自主防災組織としては地域の様々な団体と連携していくことが必要ですが、中でも消防団との連携が重要であり、自主防災組織の運営や防災知識、技術を

身につけるための良きアドバイザーとして日頃から消防団と交流を図り、ともに地域を守る組織として協力し合うことが求められています。

### 地域防災を支える機関と自主防災組織・消防団の連携



- 災害時 → 自主防災組織と消防団が相互に連携した  
消防・救助活動の展開
- 日常時 → 消防団による様々なアドバイス  
(防災に関する知識・技術の向上)

### 消防団の特性と地域防災における役割

消防団は、地域に根ざした消防防災機関として、要員動員力及び即時対応力に優れ、火災予防、初期消火訓練等を行っているため、消防防災に関する知識及び技術を有し、地域の防災力として大きな役割を果たしています。

こうしたことから、消防団は地域防災力の向上に不可欠であり、また地域に密着し住民との一体性を持った組織であるため、自主防災組織が消防団と連携を図っていくことは特に重要です。

- 地域密着性・・・消防団員は、地域の住民であることが多く、地元の事情等に精通し地域に密着した存在です。
- 即時対応力・・・消防団員は、日頃から教育訓練を受けており、災害発生時には即時に対応できる能力を有しています。

#### 4 地域の様々な団体との連携

地域防災力の向上においては、中核を担う自主防災組織が住民の防災意識を高め、自発的な参加を促す活動を行うことが重要です。加えて、地域の様々な団体と連携した幅広い活動を展開することによって、地域社会との結びつきを強め、現代社会に対応する新たな人的ネットワークを構築していきます。



#### 参考文献等

「自主防災組織の手引

ーコミュニティと安心・安全なまちづくりー」 総務省消防庁 2024. 3

消防教科書「防災」 (財)消防科学総合センター 2004. 3

気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp>

総務省消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

赤十字防災ボランティアコーディネーターマニュアル 2000. 4



# 資 料 編

## 〇〇町自主防災会 規約

### (名称)

第1条 この会は、〇〇町自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

### (活動の拠点)

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は〇〇地区市民館とする。
- (2) 災害時は〇〇小学校とする。

### (目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

### (会員)

第5条 本会は、〇〇町内にある世帯をもって構成する。

### (役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名

(5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、防災リーダー養成講座修了者などをもってその職にあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

#### (役員の責務)

**第7条** 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

#### (会議)

**第8条** 本会に総会及び幹事会をおく。

#### (総会)

**第9条** 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合には臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

#### (幹事会)

**第10条** 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべきこと。

- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

#### (防災計画)

第 11 条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災会の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

#### (会費)

第 12 条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

#### (経費)

第 13 条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

#### (会計年度)

第 14 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (会計監査)

第 15 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

#### 付 則

この規約は、令和〇〇年〇月〇日から実施する。

## 〇〇町自主防災会 防災計画

### 1 目的

この計画は、〇〇町自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

### 2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災会の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練に関する事。
- (5) 情報の収集伝達に関する事。
- (6) 避難に関する事。
- (7) 出火防止、初期消火に関する事。
- (8) 救出・救護に関する事。
- (9) 給食・給水に関する事。
- (10) 避難行動要支援者対策に関する事。
- (11) 他組織との連携に関する事。
- (12) 防災資機材等の整備及び管理に関する事。

### 3 自主防災会の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

編成班名	日常の役割	災害時の役割
本部	組織の総括及び渉外 組織の運営指導 町内会等との連絡調整 防災会議の開催 防災計画・訓練計画の樹立	市災害対策本部との 連絡調整 各班の調整、指導
情報班	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	避難場所等の標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	器具の点検	水、食糧等の配分 給食・給水活動

#### 4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

##### (1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害等についての知識（初動対応を含む）に関すること。
- ③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ④ 家庭における食糧等の備蓄に関すること。
- ⑤ その他防災に関すること。

##### (2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会、映画会等の開催
- ③ パネル等の展示

### (3) 実施時期

火災予防運動期間中、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

- ① 春の全国火災予防運動 3月1日～3月7日
- ② 秋の全国火災予防運動 11月9日～11月15日
- ③ 防災の日 9月1日（週間8月30日～9月5日）
- ④ 防災とボランティアの日 1月17日（週間1月15日～1月21日）

## 5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

### (1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動

### (2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ① 市地域防災計画
- ② 現地調査
- ③ 座談会、講演会、研修会等の開催
- ④ 災害記録の編さん

## 6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

### (1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

### (2) 個別訓練の種類

- ① 初動措置訓練
- ② 情報収集・伝達訓練

- ③ 消火訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 避難訓練
- ⑥ 給食・給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練として

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

- ① 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日及び防災とボランティアの日に実施する。
- ② 訓練は、総合訓練にあっては年〇回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

## 7 初動措置

被害を最小限に食い止めるためには、住民一人ひとりが災害へ備えた事前対策をとり、災害が発生したときに落ち着いて適切な行動をとることが最も重要なことを啓発する。

## 8 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯無線機、伝令等による。



## 9 出火防止及び初期消火

### (1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、各家庭において出火防止の徹底を図るため、毎月19日の「防火の日」に、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

### (2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ① 可搬式小型動力ポンプの配備
- ② 各家庭で消火器、水バケツ、消火砂等を用意する。

## 10 救出・救護

### (1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

### (2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当てを要する者であると認めるときは、次の医療機関または市災害対策本部が設置する応急救護所に搬送する。

- ① ○○町○○病院
- ② ○○町○○医院
- ③ ○○町○○クリニック

(3) 救出・救護班員は、市機関による救出を必要とすると認めるときは、市機関の出動を要請する。

## 11 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

#### (1) 避難誘導の指示

市からの避難指示が出たとき又は、自主防災会長が必要があると認めたときは、自主防災会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

#### (2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市地域防災計画に定められた避難場所に誘導する。

#### (3) 避難経路及び避難場所

① ○○通を通行する。ただし通行不能の場合は△△通

② 指定緊急避難場所は○○公園、指定避難所は△△地区市民館及び□□小学校

#### (4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、市職員の避難所運営に可能な範囲で協力するものとする。

### 12 給食・給水

避難場所における給食・給水は、次により行う。

#### (1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食糧、地域内の家庭等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等による給食活動を行う。

#### (2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

### 13 要配慮者対策

#### (1) 避難行動要支援者登録台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため登録台帳・マップ等を作成し、行政、民生委員、と連絡を取り合って定期的に更新する。

#### (2) 要配慮者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

登録台帳を活用し、円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等についてあらかじめ検討を行い訓練等に反映させる。

## 14 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災会や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

## 15 防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

### (1) 配備計画

#### ① 情報収集伝達用

電池式メガホン、携帯用無線機、ラジオ、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック

#### ② 初期消火用

消火器、水バケツ、消火栓用ホース、筒先（ノズル）、消火栓開閉金具、防火衣、ヘルメット、とび口、組立式水槽、可搬式動力ポンプ

#### ③ 水防用

防水シート、つるはし、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、救命ボート、救命胴衣、ゴム手袋（軍手）

#### ④ 救出活動用

はしご、バール、ジャッキ、のこぎり、なた、ペンチ、ハンマー、チェーンソー、エンジンカッター、防塵マスク、ロープ

#### ⑤ 救護用

担架、救急セット、テント、毛布、シート、簡易ベッド、小型発電機

#### ⑥ 避難用

強力ライト、懐中電灯、標旗、警笛

#### ⑦ 給食給水用

防災用煮炊きセット、給水タンク、ガスボンベ

#### ⑧ その他

資機材格納庫（防災倉庫）、リヤカー、腕章、簡易トイレ、携帯電話用充電器、ビニールシート、備蓄食糧、飲料水、備蓄燃料

### (2) 定期点検

毎年〇月、〇〇月の第〇〇曜日を全資機材の点検日とする。

## 防災訓練実施計画の作成例(総合訓練)

### 〇〇自主防災会総合防災訓練実施計画

- 1 日 時 令和〇〇年〇月〇日(〇)〇時から〇時まで
- 2 場 所 〇〇集会所及び駐車場
- 3 参加者 〇〇自主防災会、防災リーダー及び〇〇町内住民 〇〇名
- 4 目的 (1) 自主防災会内各班相互間の連携及び効果的な自主防災活動の実施  
(2) 災害時に必要となる一連の活動を系統的に実施し、実災害への対応力を強化する。  
(3) 各種防災資機材についての知識及び取扱要領の習得
- 5 想定 豊川市内は震度5強から7の大地震におそわれ、道路、橋梁等各種公共施設に大きな被害が生じ、また、倒壊したビルや家屋から火災が多発するとともに負傷者が続出した。さらに多発した火災は延焼拡大のおそれがあり、地域住民の避難が必要となったものとする。
- 6 指導者 豊川市消防団〇〇分団員 〇名
- 7 訓練内容 以下の訓練を行う。

- (1) 各戸訓練  
〇時〇分、地震発生とともに、丈夫な家具の下にもぐる等、護身行動をとる。可能であれば使用中の火の始末をする。
- (2) 通報訓練  
町内に発生した火災を発見した者は、大声で付近住民に知らせるとともに119番通報をする。(模擬)
- (3) 消火訓練  
〇〇集会所周辺に発生した火災を、水バケツ、消火器等の防災資機材又は消火栓を用いて消火班が指導者の合図によって交替して行う。
- (4) 避難訓練  
自主防災会の初期消火活動にもかかわらず、火災が拡大したため、避難誘導班の指導のもとに〇〇集会所まで避難する。
- (5) 救出・救護訓練  
集会所までの避難中に、落下物で負傷した住民を、救護所(〇〇集会所)に担架搬送するとともに、応急手当を施し、近隣の病院、診療所へ搬送する。
- (6) 給食・給水訓練  
移動式炊飯器などを用いて炊き出し訓練を行う。  
非常用備蓄食糧の試食を行う。

## 防災訓練実施計画の作成例(図上訓練)

### 〇〇自主防災会図上防災訓練実施計画

- 1 日 時 令和〇〇年〇月〇日(〇)〇時から〇時まで
- 2 場 所 〇〇集会所
- 3 参加者 〇〇自主防災会及び防災リーダー 〇〇名
- 4 目的 様々な災害を想定して図上訓練を実施し、実災害に対応できる技術を養う。
- 5 準備 地図、透明シート、油性ペン、付せん紙、ベンジン、ティッシュペーパー、テープなど
- 6 訓練内容 以下の訓練を行う。
  - (1) 「災害想像カゲーム」的感覚で地域の住宅地図を活用して「地震」・「風水害」などの災害をテーマに設定する。
  - (2) 参加者は「市職員」、「災害支援者」、「被災者」などになりきり、立場に応じた意見を出す。
  - (3) 過去の災害などを教訓とした「被害想定」を作成する。
  - (4) 地図の上に透明シートを被せ固定する。最初に地域における以下のものを書き込み、地域の状況把握を行う。
    - ア 市役所、市民館、学校、公園、消防署、病院、防災倉庫などの防災拠点
    - イ 主要な道路、川、橋
  - (5) 被害想定に従い、地図上の地域がどうなるかを地図に書き込むとともに、被害を未然に防ぐためには何が必要なのかを話し合う。
  - (6) 次に時間経過とともに変化した災害状況を新たに提示し、変化した被災地での対応策について新たに話し合う。



# 記入例

★★訓練の届出、お問い合わせ先★★  
 消防本部予防課予防担当  
 電話 89-9682

別記様式 1

## 防火防災訓練実施届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊川市消防長 殿

住所 **豊川市〇〇町〇〇丁目〇〇番地**  
**〇〇町内会長**

届出日

届出者 氏名 〇 〇 〇 〇  
 電話 〇〇-〇〇〇〇

豊川市防火防災訓練災害補償等要綱第 3 条の規定により防火防災訓練の実施を届け  
 出ます。

訓練日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇曜日)	午前 〇〇時〇〇分から	午前 〇〇時〇〇分まで
訓練場所	〇〇地区市民館及び〇〇公園		
団体名	〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自主防災会 <input type="checkbox"/> 町内会 <input type="checkbox"/> 連区 <input type="checkbox"/> 校区 <input type="checkbox"/> その他の団体 ( )	
参加予定人員	〇〇〇 名		
訓練の目的	<b>防火・防災意識の啓発を図るため</b> <b>〇〇地区市民館の消防訓練のため</b>		
訓練等の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 地震想定 <input checked="" type="checkbox"/> 火災想定 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
訓練の概要・指導協力	<input checked="" type="checkbox"/> 避難 <input type="checkbox"/> 通報 <input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 消火栓操作 <input type="checkbox"/> 情報収集・伝達 <input type="checkbox"/> 救出救護 <input type="checkbox"/> 給食給水 <input type="checkbox"/> 映画 <input type="checkbox"/> 地震体験車 <input type="checkbox"/> 講話 <input type="checkbox"/> 指導員派遣 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 自主実施 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
物品借用等	<input checked="" type="checkbox"/> 水消火器 ( 本 ) <input type="checkbox"/> DVD (タイトル: <input type="checkbox"/> 啓発パネル (ナンバー: <input type="checkbox"/> その他 ( )		
備考	<input checked="" type="checkbox"/> 避難行動要支援者の参加 (安否を確認する) <input checked="" type="checkbox"/> 雨天の場合 ( <b>中止する</b> ) ※雨天等で訓練を中止・変更する場合は、1時間前までに (平日 89-9682、土日祝 89-0119) へ連絡してください。		
※受付欄	※経過欄		

該当する箇所にチェックを入れます

該当する箇所にチェックを入れます

必要な箇所にチェックを入れます

該当する場合にチェックを入れます

雨天時の変更内容について記入します

- 注 1 該当する□にレ印を記入してください。  
 2 指導員の派遣が必要な訓練は、事前の打ち合わせが必要です。  
 3 進行計画等を添付し、2部提出してください。  
 4 ※印欄は、記入しないでください。

# 豊川市の指定避難場所等一覧表

…指定緊急避難場所※1…

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類						指定避難所 との重複	想定収容 人数(人)
				洪水	崖崩れ、土石流 及び地滑り	高潮	地震	津波	(大規模な火事 大規模な火事 避難場所)		
1	東部中学校	西豊町2丁目191	85-1717	○						○	1,912
2	豊小学校	東豊町4丁目60	86-1001	○						○	850
3	豊川生涯学習センター	西豊町2丁目225	84-5613	○	○					○	134
4	豊地区市民館	東豊町4丁目53	85-9828	○						○	60
5	東部小学校	三谷原町石坪1-1	86-4368							○	756
6	三上地区市民館	三上町天神前14-3	84-5634							○	66
7	睦美地区市民館	三谷原町村前15	84-7598							○	53
7	睦美地区市民館(建物の2階以上)	三谷原町村前15	84-7598	○						○	17
8	麻生田地区市民館	麻生田町寺前10	84-6610							○	64
9	豊川小学校	北浦町31-1	86-7246	○						○	983
10	豊川高等学校	末広通1丁目37	86-4121							○	2,663
10	豊川高等学校(建物の2階以上)	末広通1丁目37	86-4121	○						○	1,557
11	古宿地区市民館	中央通2丁目55	84-6134	○						○	66
12	桜木小学校	小桜町17	86-4546	○						○	700
13	桜木地区市民館	東光町3丁目9	84-1410	○						○	58
14	桜ヶ丘ミュージアム	桜ヶ丘町79-2	85-3775							○	392
14	桜ヶ丘ミュージアム(建物の2階以上)	桜ヶ丘町79-2	85-3775	○						○	143
15	金屋中学校	金屋西町1丁目2	84-5661	○						○	1,186
16	金屋小学校	金屋西町1丁目1	86-6262	○						○	736
17	金屋地区市民館	金屋本町1丁目61-1	85-7894	○						○	69
18	金屋南地区市民館	金屋橋町59-1	84-4988							○	53
18	金屋南地区市民館(建物の2階以上)	金屋橋町59-1	84-4988	○						○	21
19	三蔵子小学校	三蔵子町宮前32	86-3646	○						○	861
20	三蔵子地区市民館	大崎町小林87	84-6611	○	○					○	75
21	南部中学校	光明町2丁目42	86-4746	○						○	1,822
22	中部小学校	中部町1丁目1	85-3367							○	952
22	中部小学校(建物の2階以上)	中部町1丁目1	85-3367	○						○	515
23	中部西地区市民館	萩山町1丁目52-2	84-4794	○						○	61
24	中部南地区市民館	高見町5丁目5	85-8932							○	71
25	牛久保小学校	牛久保町大手10-2	86-7288	○						○	952
26	牛久保生涯学習センター	牛久保町若子52-1	86-6251	○	○					○	123
27	下長山地区市民館	下長山町塚111-1	85-9619	○						○	61
28	天王小学校	牛久保町天王下14-1	84-3521							○	674
29	下郷地区市民館	柑子町五反田160	84-6135							○	58
30	中条地区市民館	中条町宮坪21-1	85-8931	○						○	65
31	代田中学校	代田町1丁目20-1	86-4921	○						○	1,230
32	代田小学校	代田町1丁目20-2	86-4166	○						○	945
33	豊川工科高等学校	新道町1丁目3	85-4425	○						○	645
34	代田地区市民館	新道町2丁目42	85-9463	○						○	31
35	諏訪地区市民館	諏訪3丁目242-1	85-4011	○						○	66
36	総合体育館	諏訪3丁目246	86-5175	○						○	2,229
37	勤労福祉会館	新道町1丁目1-3	84-6515	○						○	819
38	文化会館	代田町1丁目20-4	84-8411	○						○	232
39	桜町小学校	桜町2丁目7-45	86-4246							○	694
39	桜町小学校(建物の2階以上)	桜町2丁目7-45	86-4246	○						○	349
40	桜町地区市民館	桜町3丁目1-5	85-9617							○	63
40	桜町地区市民館(建物の2階以上)	桜町3丁目1-5	85-9617	○						○	22
41	中部中学校	市田町西浦41	86-4846							○	1,248
41	中部中学校(建物の2階以上)	市田町西浦41	86-4846	○						○	667
42	八南小学校	野口町豊角8-1	86-4046	○	○					○	789
43	八南生涯学習センター	野口町縄手下23	84-5335	○	○					○	108
44	市田地区市民館	市田町山鳥47	84-4770	○						○	66
45	武道館	八幡町弥五郎105	84-5757	○						○	981
46	千両小学校	千両町数谷原18-2	83-0130	○	○					○	616
47	千両地区市民館	千両町小路8-4	83-0567							○	67
48	平尾小学校	平尾町上貝津2-5	88-4711	○	○					○	624
49	平尾地区市民館	平尾町中貝津2	88-2750	○	○					○	68
50	ふれあいセンター	平尾町親坂36	88-7270	○						○	739
51	西部中学校	国府町岡本24-2	87-3105	○						○	1,313
51	西部中学校(校舎を使用)	国府町岡本24-2	87-3105	○	○					○	954
52	国府小学校	国府町寒若寺6-1	87-2044	○						○	901
53	国府高等学校	国府町下坊入10-1	87-3141	○						○	808
54	コミュニティセンター-国府市民館	国府町下河原62-1	87-7817		○					○	140
54	コミュニティセンター-国府市民館(建物の2階以上)	国府町下河原62-1	87-7817	○						○	130
55	国府東地区市民館	久保町社地7-1	88-5591	○						○	61
56	御油小学校	御油町膳ノ棚1-4	88-4655	○						○	830
56	御油小学校(校舎を使用)	御油町膳ノ棚1-4	88-4655		○					○	708

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類						指定避難所 との重複	想定収容 人数(人)
				洪水	崖崩れ、土石 及び地滑り	高潮	地震	津波	(大規模な火事 広域避難場所)		
57	御油生涯学習センター	御油町美世賜185	87-7214		○		○		○	84	
57	御油生涯学習センター(建物の2階以上)	御油町美世賜185	87-7214	○					○	40	
58	一宮中学校	一宮町上新切33-247	93-2026	○	○		○		○	1,488	
59	一宮東部小学校	上長山町東水神平44-2	93-2009	○	○		○		○	701	
60	健康福祉センター	上長山町本宮下1-1685	92-1388	○			○		○	209	
61	一宮生涯学習センター	上長山町小南口原1-500	93-6030	○			○		○	226	
62	一宮体育センター	一宮町上新切33-259	93-0159	○			○		○	247	
63	農業者トレーニングセンター	一宮町豊1	93-0159	○			○		○	504	
64	一宮西部小学校	一宮町緑1	93-2007		○		○		○	826	
64	一宮西部小学校(建物の2階以上)	一宮町緑1	93-2007	○					○	394	
65	一宮南部小学校	豊津町新地4	93-2059				○		○	661	
66	長慶寺(風水害のみ開設)	金沢町藤弦3・4合地	93-4623	○					○	118	
67	音羽中学校	赤坂町西縄手66	88-3208	○	○		○		○	1,429	
68	赤坂小学校	赤坂町東山140	88-5671	○			○		○	952	
69	赤坂台地区市民館	赤坂台1608	88-2810	○	○		○		○	86	
70	音羽文化ホール	赤坂町松本250	88-8010	○	○		○		○	182	
71	音羽福祉保健センター	赤坂町狭石1	88-7723	○			○		○	170	
72	音羽生涯学習センター	赤坂町西裏47-1	80-1357	○			○		○	292	
73	萩小学校	萩町岩田9-2	88-2831	○	○		○		○	681	
74	萩地区市民館	萩町塩ノ田75-1	88-6262	○			○		○	90	
75	長沢小学校	長沢町午新88	88-3481				○		○	728	
75	長沢小学校(建物の2階以上)	長沢町午新88	88-3481	○					○	314	
75	長沢小学校(校舎を使用)	長沢町午新88	88-3481		○				○	528	
76	長沢地区市民館	長沢町午新122	87-4455				○		○	140	
76	長沢地区市民館(建物の2階以上)	長沢町午新122	87-4455	○					○	43	
77	御津中学校	御津町坪野山下20	75-2541	○		○	○	○	○	1,747	
78	御津南部小学校	御津町御馬加美15	75-2003	○			○	○	○	1,607	
78	御津南部小学校(建物の2階以上)	御津町御馬加美15	75-2003			○			○	742	
78	御津南部小学校(南校舎2・3階、北校舎2階)	御津町御馬加美15	75-2003					○	○	2,400	
79	西方地区市民館	御津町西方宮長31	75-2483	○	○	○	○	○	○	91	
80	御馬地区市民館	御津町御馬西96	75-2632	○			○	○	○	96	
81	御津生涯学習センター	御津町西方日暮30	76-4714	○		○	○	○	○	505	
82	御津北部小学校	御津町広石神子田54-1	75-2021	○	○	○	○	○	○	942	
83	御津あおば高等学校	御津町豊沢松ノ下1	75-4155	○		○	○	○	○	1,074	
84	広石地区市民館	御津町広石船津34-1	76-3515	○	○	○	○	○	○	102	
85	御津体育館	御津町広石日暮148	76-2821	○		○	○	○	○	906	
86	御津文化会館	御津町広石日暮146	76-3720	○		○	○	○	○	451	
87	御津福祉保健センター	御津町広石枋ヶ坪88	77-1500	○		○	○	○	○	603	
88	小坂井中学校	伊奈町古当103	78-3322			○	○		○	1,929	
88	小坂井中学校(建物の2階以上)	伊奈町古当103	78-3322	○					○	694	
89	小坂井東小学校	小坂井町西浦87	78-2271			○	○	○	○	867	
89	小坂井東小学校(建物の2階以上)	小坂井町西浦87	78-2271	○					○	400	
90	小坂井高等学校	小坂井町欠田100-1	72-2211			○	○	○	○	546	
91	小坂井文化センター	伊奈町新町170-2	78-3586	○		○	○	○	○	85	
92	小坂井西小学校	伊奈町縫殿55-1	78-2281			○	○	○	○	1,084	
92	小坂井西小学校(建物の2階以上)	伊奈町縫殿55-1	78-2281	○					○	523	
92	小坂井西小学校(北校舎2階)	伊奈町縫殿55-1	78-2281					○	○	600	
93	小坂井文化会館	伊奈町新屋97-2	78-3000			○	○	○	○	262	
94	こざかい葵風館	小坂井町大堀10	72-2410	○		○	○	○	○	206	
95	曙公園	曙町3丁目地内	89-2176				○		-	1,950	
96	曙グラウンド	曙町4丁目地内	89-2194				○		-	10,530	
97	曙児童遊園	曙町4丁目地内	89-2176				○		-	260	
98	皆通公園	東曙町地内	89-2176				○		-	1,820	
99	麻生田児童遊園	麻生田町宮東地内	89-2176				○		-	320	
100	上野公園	上野2丁目地内	89-2176				○		-	840	
101	上野中どおり公園	上野3丁目地内	89-2176				○		-	910	
102	大橋公園	大橋町2丁目地内	89-2176				○		-	1,620	
103	太通公園	大堀町地内	89-2176				○		-	1,560	
104	礼通公園	大堀町地内	89-2176				○		-	6,500	
105	桜木公園	桜木通5丁目地内	89-2176				○		-	1,300	
106	古宿ちびっ子広場	新宿町1丁目地内	89-2176				○		-	650	
107	新豊児童遊園	新豊町1丁目地内	89-2176				○		-	260	
108	住吉公園	住吉町2丁目地内	89-2176				○		-	1,300	
109	遠通公園	天神町地内	89-2176				○		-	6,500	
110	東光公園	東光町2丁目地内	89-2176				○		-	1,300	
111	当古公園	当古町野中地内	89-2176				○		-	7,800	
112	当古橋公園	当古町清水尻地内	89-2176				○		-	1,880	
113	和通公園	東名町1丁目地内	89-2176				○		-	1,690	
114	土筒児童遊園	土筒町前屋敷地内	89-2176				○		-	520	



NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類					指定避難所 との重複	想定収容 人数(人)
				洪水	崖崩れ、土石流 及び地滑り	高潮	地震	津波		
115	三明公園	豊川町波通地内	89-2176				○		-	9,750
116	西桜木児童遊園	西桜木町1丁目地内	89-2176				○		-	390
117	西豊公園	西豊町2丁目地内	89-2176				○		-	3,120
118	西豊児童遊園	西豊町3丁目地内	89-2176				○		-	320
119	市道公園	花井町地内	89-2176				○		-	1,880
120	縄手上公園	馬場町縄手上地内	89-2176				○		-	2,790
121	松下公園	馬場町松下地内	89-2176				○		-	1,300
122	東桜木公園	東桜木町地内	89-2176				○		-	710
123	豊公園	東豊町4丁目地内	89-2176				○		-	3,180
124	東豊児童遊園	東豊町1丁目地内	89-2176				○		-	580
125	本野原第1公園	本野ヶ原3丁目地内	89-2176				○		-	9,750
126	本野原第2公園	本野ヶ原1丁目地内	89-2176				○		-	2,990
127	牧野西公園	牧野町2丁目地内	89-2176				○		-	1,300
128	さぬき屋敷公園	牧野町柳貝津地内	89-2176				○		-	580
129	三上児童遊園	三上町下屋敷地内	89-2176				○		-	190
130	三上野地児童遊園	三上町野地地内	83-5211				○		-	190
131	稲荷公園	緑町地内	89-2176				○		-	15,600
132	緑町公園	緑町地内	89-2176				○		-	1,300
133	美幸公園	美幸町2丁目地内	89-2176				○		-	970
134	谷川公園	谷川町天王地内	89-2176				○		-	2,400
135	大橋縄手公園	大橋町4丁目地内	89-2176				○		-	2,210
136	赤代児童遊園	赤代町2丁目地内	89-2176				○		-	390
137	大崎児童遊園	大崎町小林地内	89-2176				○		-	130
138	金屋橋公園	金屋橋町地内	89-2176				○		-	1,170
139	金屋公園	金屋本町2丁目地内	89-2176				○		-	2,080
140	三蔵子公園	三蔵子町中荒地地内	89-2176				○		-	520
141	中央通公園	中央通4丁目地内	89-2176				○		-	650
142	長草児童遊園	長草町南地内	89-2176				○		-	390
143	本野児童遊園	本野町東浦地内	89-2176				○		-	910
144	牛久保駅通公園	牛久保駅通5丁目地内	89-2176				○		-	2,400
145	寺町公園	牛久保町八幡口地内	89-2176				○		-	1,170
146	牛久保児童遊園	牛久保町若子地内	89-2176				○		-	190
147	牛久保岸下公園	牛久保町岸下地内	89-2176				○		-	5,980
148	堺公園	堺町2丁目地内	89-2176				○		-	1,300
149	下長山公園	下長山町岩下地内	89-2176				○		-	1,750
150	新道公園	新道町2丁目地内	89-2176				○		-	10,400
151	瀬木ちびっ子広場	瀬木町替田地内	89-2176				○		-	520
152	高見公園	高見町4丁目地内	89-2176				○		-	3,050
153	塔ノ木公園	塔ノ木町1丁目地内	89-2176				○		-	970
154	西島児童遊園	西島町藪下地内	83-5211				○		-	320
155	西塚公園	西塚町1丁目地内	89-2176				○		-	1,170
156	萩山公園	萩山町1丁目地内	89-2176				○		-	2,660
157	萩山防災広場	萩山町3丁目地内	89-2194				○		-	1,950
158	正岡児童遊園	正岡町後田地内	83-5211				○		-	450
159	松風公園	松風町地内	89-2176				○		-	840
160	南高見児童遊園	弥生町2丁目地内	89-2176				○		-	260
161	能仁堂公園	四ツ谷町2丁目地内	89-2176				○		-	910
162	新道下ちびっ子広場	市田町新道下地内	89-2176				○		-	190
163	小田渚児童遊園	小田渚町下垂地内	89-2176				○		-	1,040
164	小田渚本郷児童遊園	小田渚町7丁目地内	83-5211				○		-	190
165	小田渚公園	小田渚町8丁目地内	89-2176				○		-	2,600
166	桜町児童遊園	桜町2丁目地内	83-5211				○		-	190
167	寄付公園	桜町3丁目地内	89-2176				○		-	3,380
168	諏訪西公園	諏訪西町2丁目地内	89-2176				○		-	840
169	諏訪公園	諏訪3丁目地内	89-2176				○		-	3,770
170	向山公園	蔵子1丁目地内	89-2176				○		-	4,420
171	農ヶ上公園	蔵子3丁目地内	89-2176				○		-	1,560
172	野中公園	蔵子4丁目地内	89-2176				○		-	5,130
173	蔵子児童遊園	蔵子6丁目地内	89-2176				○		-	710
174	代田公園	代田町1丁目地内	89-2176				○		-	1,360
175	新道第2公園	新道町1丁目地内	89-2176				○		-	4,290
176	穂ノ原公園	穂ノ原2丁目地内	89-2176				○		-	910
177	赤塚山公園	市田町東堤上地内	89-2176				○		-	15,730
178	大崎公園	市田町東中野地内	89-2176				○		-	8,970
179	数谷原児童遊園	千両町数谷原地内	89-2176				○		-	390
180	下千両児童遊園	千両町宝辺地内	89-2176				○		-	450
181	西の谷ちびっ子広場	千両町上西の谷地内	89-2176				○		-	520
182	西の谷第二ちびっ子広場	千両町下西の谷地内	89-2176				○		-	260
183	数谷原公園	南千両2丁目地内	89-2176				○		-	1,490

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類						指定避難所 との重複	想定収容 人数(人)
				洪水	崖崩れ、土石 及び地滑り	高潮	地震	津波	(大規模な火事 ・広域避難場所)		
184	野口児童遊園	野口町長万地内	89-2176				○			-	1,360
185	平尾西公園	平尾町深田地内	89-2176				○			-	2,080
186	平尾児童遊園	平尾町井の間地内	89-2176				○			-	580
187	弥五郎第一公園	八幡町鐘鉢場地内	89-2176				○			-	1,950
188	弥五郎第二公園	八幡町下天王地内	89-2176				○			-	5,070
189	八幡児童遊園	八幡町西赤土地内	89-2176				○			-	450
190	八幡上ノ蔵公園	八幡町上ノ蔵地内	89-2176				○			-	1,690
191	平尾東公園	平尾町八反田地内	89-2176				○			-	1,950
192	スポーツ公園	千両町折橋地内他	88-8036				○			-	12,410
193	久保児童遊園	久保町社地地内	89-2176				○			-	390
194	桜田公園	国府町桜田地内	89-2176				○			-	650
195	山の入ちびっ子広場	国府町山の入地内	89-2176				○			-	190
196	上坊入ちびっ子広場	国府町上坊入地内	89-2176				○			-	320
197	国府大社児童遊園	国府町流霞地内	83-5211				○			-	260
198	東山公園	御油町汲ヶ谷地内	89-2176				○			-	1,750
199	一ノ坪公園	御油町一ノ坪地内	89-2176				○			-	3,250
200	下河原公園	御油町下河原地内	89-2176				○			-	1,620
201	栗木山公園	御油町栗木山地内	89-2176				○			-	970
202	かけた公園	御油町欠下地内	89-2176				○			-	1,690
203	御油児童遊園	御油町一ノ橋地内	89-2176				○			-	390
204	東沢児童遊園	御油町炮六土地内	89-2176				○			-	450
205	東山第一ちびっ子広場	御油町汲ヶ谷地内	89-2176				○			-	190
206	東山第二ちびっ子広場	御油町汲ヶ谷地内	89-2176				○			-	320
207	御油東広場	八幡町大宝山地内	89-2176				○			-	1,690
208	御油松並木公園	御油町並松地内	89-2176				○			-	11,570
209	青馬児童遊園	新青馬町1丁目地内	89-2176				○			-	320
210	新栄児童遊園	新栄町3丁目地内	89-2176				○			-	650
211	市木公園	為当町椎木地内	89-2176				○			-	1,100
212	椎木公園	為当町椎木地内	89-2176				○			-	2,080
213	為当ちびっ子広場	為当町仲上地内	89-2176				○			-	390
214	為当稲荷神社児童遊園	為当町宮脇地内	83-5211				○			-	650
215	国府東ちびっ子広場	森4丁目地内	89-2176				○			-	390
216	くすのき公園	八幡町大池・新堀地内	89-2176				○			-	845
217	上宿児童遊園	八幡町上宿地内	89-2176				○			-	710
218	足山田公民館	足山田町若宮地内	-				○			-	260
219	足山田野球場	足山田町滝場地内	88-8036				○			-	4,940
220	上新切東公園	一宮町旭地内	89-2176				○			-	1,300
221	上新切中公園	一宮町旭地内	89-2176				○			-	1,560
222	上新切西公園	一宮町豊地内	89-2176				○			-	910
223	一宮錦公園	一宮町錦地内	89-2176				○			-	910
224	一宮社公園	一宮町社地内	89-2176				○			-	1,360
225	一宮幸公園	一宮町幸地内	89-2176				○			-	1,230
226	一宮緑公園	一宮町緑地内	89-2176				○			-	650
227	一宮栄公園	一宮町栄地内	89-2176				○			-	1,170
228	一宮泉公園	一宮町泉地内	89-2176				○			-	1,490
229	下新切広場	一宮町下新切地内	89-2176				○			-	840
230	上長山コミュニティセンター	上長山町東新屋地内	93-7201				○			-	520
231	上長山庭球場	上長山町下三手川地内	88-8036				○			-	1,880
232	東山広場	上長山町大東原地内	89-2176				○			-	430
233	江島ふれあいセンター	江島町北裏地内	-				○			-	320
234	いこいの広場	江島町三玉地内	88-8036				○			-	11,500
235	金沢構造改善センター	金沢町金山地内	-				○			-	320
236	篠田集落センター	篠田町割塚地内	-				○			-	650
237	東上野球場	東上町炭焼地内	88-8036				○			-	6,370
238	大和ちびっ子広場	豊津町割田地内	89-2176				○			-	1,490
239	やりみず第一ちびっ子広場	大木町鎌水地内	89-2176				○			-	190
240	大木1号公園	大木町新町通地内	89-2176				○			-	1,100
241	赤坂広場	赤坂町紅里地内	88-8035				○			-	1,360
242	赤坂2号公園	赤坂町大日地内	89-2176				○			-	1,300
243	サンヒル赤坂東山中央公園	赤坂町東山地内	89-2176				○			-	580
244	赤坂台1号公園	赤坂台地内	89-2176				○			-	3,120
245	赤坂台2号公園	赤坂台地内	89-2176				○			-	1,690
246	赤坂台3号公園	赤坂台地内	89-2176				○			-	2,990
247	グリーンヒル中公園	長沢町大覚地内	89-2176				○			-	1,300
248	グリーンヒル北公園	長沢町大覚地内	89-2176				○			-	2,270
249	音羽運動公園	萩町口猿田地内	88-8036				○			-	47,710
250	赤根ちびっ子広場	御津町赤根水神地内	89-2176				○	○		-	130
251	遊泉寺ちびっ子広場	御津町赤根宮前地内	89-2176				○	○		-	450
252	上佐脇ちびっ子広場	御津町上佐脇中区地内	89-2176				○	○		-	390

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類						指定避難所 との重複	想定収容 人数(人)
				洪水	崖崩れ、土石流 及び地滑り	高潮	地震	津波	(大規模な火事 避難場所)		
253	上佐脇集落センター	御津町上佐脇屋敷地内	-				○			-	60
254	構造改善センター下佐脇会館	御津町下佐脇宮本地内	75-2767				○			-	2,860
255	西方児童遊園	御津町西方中屋敷地内	89-2176				○	○		-	450
256	西方駅前ちびっ子広場	御津町西方梨野地内	89-2176				○			-	780
257	広石千路児童遊園	御津町広石千路地内	89-2176				○			-	260
258	小坂井拠点避難地	小坂井町倉屋敷地内	89-2194				○			-	5,000
259	南山グラウンド	伊奈町南山新田地内	89-2176				○			-	13,320
260	小坂井中央公園	伊奈町縫殿地内	89-2176				○	○		-	7,020
261	サツキ公園	伊奈町新町地内	89-2176				○			-	975
262	東宮公園	篠束町東宮地内	89-2176				○			-	710
263	シャグジ公園	篠束町東宮地内	89-2176				○			-	650
264	平成公園	伊奈町新屋地内	89-2176				○			-	650
265	やよい公園	宿町坂地地内	89-2176				○			-	580
266	茶屋ちびっ子広場	伊奈町茶屋地内	89-2176				○			-	520
267	平井ちびっ子広場	平井町水戸田地内	89-2176				○			-	390
268	小坂井住宅ちびっ子広場	伊奈町佐脇原地内	89-2176				○			-	710
269	新町ちびっ子広場	伊奈町新町地内	89-2176				○			-	390
270	白山ちびっ子広場	宿町白山地内	89-2176				○			-	190
271	慶応ちびっ子広場	伊奈町慶応地内	89-2176				○			-	450
272	中島ちびっ子広場	宿町中島地内	89-2176				○			-	260
273	中野ちびっ子広場	小坂井町中野地内	89-2176				○			-	130
274	八丁ちびっ子広場	伊奈町佐脇原地内	89-2176				○			-	130
275	前山ちびっ子広場	伊奈町前山地内	89-2176				○			-	260
276	美園集会所前	美園三丁目地内	89-2176				○			-	1,880
277	新池公園	伊奈町一ノ坪地内	89-2176				○			-	11,500
278	佐脇原ちびっ子広場	伊奈町佐脇原地内	89-2176				○			-	190
279	桜ヶ丘公園及び豊川高等学校グラウンド	桜ヶ丘町地内	89-2176,86-4121						○	-	42,250
280	豊川公園	諏訪1丁目地内	89-2176						○	-	62,500
281	豊川市消防署南分署(屋上の一部)	御津町下佐脇野先52-4	76-2770					○		-	150
282	大草ちびっ子広場	御津町大草上竹83	89-2176					○		-	156
283	御津西部保育園	御津町大草大森96	75-5710					○		-	1,726
284	坪野公民館	御津町坪野六角14	76-5220					○		-	528
285	坪野児童遊園	御津町坪野新屋敷2-1	89-2176					○		-	215
286	ケアハウス一昇	御津町赤根山田12	75-2800					○	○	-	8
287	平尾南公園	平尾町番皿地内	89-2176				○			-	1,780
288	豊川海軍工廠平和公園	穂ノ原3丁目地内	89-2176				○			-	19,750
289	駅東電車通公園	豊川町利通地内	89-2176				○			-	975
290	一丁目大木ひまわり公園	大木新町通1丁目地内	89-2176				○			-	900
291	二丁目大木もみのき公園	大木新町通2丁目地内	89-2176				○			-	1,540
292	西赤土公園	八幡町西赤土地内	89-2176				○			-	1,730
293	四丁目大木帯川公園	大木新町通4丁目地内	89-2176				○			-	915
294	五丁目大木風の公園	大木新町通5丁目地内	89-2176				○			-	776

・・・指定避難所※2・・・

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避難場所 との重複	福祉避難所	想定収容人数 (3㎡/人)
1	東部中学校	西豊町2丁目191	85-1717	○		1274
2	豊小学校	東豊町4丁目60	86-1001	○		566
3	豊川生涯学習センター	西豊町2丁目225	84-5613	○		89
4	豊地区市民館	東豊町4丁目53	85-9828	○		39
5	東部小学校	三谷原町石坪1-1	86-4368	○		503
6	三上地区市民館	三上町天神前14-3	84-5634	○		43
7	睦美地区市民館	三谷原町村前15	84-7598	○		35
8	麻生田地区市民館	麻生田町寺前10	84-6610	○		42
9	豊川小学校	北浦町31-1	86-7246	○		654
10	豊川高等学校	末広通1丁目37	86-4121	○		1775
11	古宿地区市民館	中央通2丁目55	84-6134	○		43
12	桜木小学校	小桜町17	86-4546	○		465
13	桜木地区市民館	東光町3丁目9	84-1410	○		38
14	桜ヶ丘ミュージアム	桜ヶ丘町79-2	85-3775	○		261
15	金屋中学校	金屋西町1丁目2	84-5661	○		789
16	金屋小学校	金屋西町1丁目1	86-6262	○		490
17	金屋地区市民館	金屋本町1丁目61-1	85-7894	○		45
18	金屋南地区市民館	金屋橋町59-1	84-4988	○		35
19	三蔵子小学校	三蔵子町宮前32	86-3646	○		574
20	三蔵子地区市民館	大崎町小林87	84-6611	○		50
21	南部中学校	光明町2丁目42	86-4746	○		1213
22	中部小学校	中部町1丁目1	85-3367	○		633
23	中部西地区市民館	萩山町1丁目52-2	84-4794	○		40
24	中部南地区市民館	高見町5丁目5	85-8932	○		47
25	牛久保小学校	牛久保町大手10-2	86-7288	○		634
26	牛久保生涯学習センター	牛久保町若子52-1	86-6251	○		82
27	下長山地区市民館	下長山町塚111-1	85-9619	○		40
28	天王小学校	牛久保町天王下14-1	84-3521	○		450
29	下郷地区市民館	柑子町五反田160	84-6135	○		38
30	中条地区市民館	中条町宮坪21-1	85-8931	○		43
31	代田中学校	代田町1丁目20-1	86-4921	○		818
32	代田小学校	代田町1丁目20-2	86-4166	○		628
33	豊川工科高等学校	新道町1丁目3	85-4425	○		429
34	代田地区市民館	新道町2丁目42	85-9463	○		20
35	諏訪地区市民館	諏訪3丁目242-1	85-4011	○		43
36	総合体育館	諏訪3丁目246	86-5175	○		1486
37	勤労福祉会館	新道町1丁目1-3	84-6515	○	○	546
38	文化会館	代田町1丁目20-4	84-8411	○		154
39	桜町小学校	桜町2丁目7-45	86-4246	○		462
40	桜町地区市民館	桜町3丁目1-5	85-9617	○		41
41	中部中学校	市田町西浦41	86-4846	○		830
42	八南小学校	野口町豊角8-1	86-4046	○		526
43	八南生涯学習センター	野口町縄手下23	84-5335	○		72
44	市田地区市民館	市田町山鳥47	84-4770	○		43
45	武道館	八幡町弥五郎105	84-5757	○		654
46	千両小学校	千両町数谷原18-2	83-0130	○		410
47	千両地区市民館	千両町小路8-4	83-0567	○		44
48	平尾小学校	平尾町上貝津2-5	88-4711	○		416
49	平尾地区市民館	平尾町中貝津2	88-2750	○		45
50	ふれあいセンター	平尾町親坂36	88-7270	○	○	492
51	西部中学校	国府町岡本24-2	87-3105	○		874
52	国府小学校	国府町寒若寺6-1	87-2044	○		599
53	国府高等学校	国府町下坊入10-1	87-3141	○		539
54	コミュニティセンター-国府市民館	国府町下河原62-1	87-7817	○		92
55	国府東地区市民館	久保町社地7-1	88-5591	○		40
56	御油小学校	御油町膳ノ棚1-4	88-4655	○		553
57	御油生涯学習センター	御油町美世賜185	87-7214	○		55
58	一宮中学校	一宮町上新切33-247	93-2026	○		989
59	一宮東部小学校	上長山町東水神平44-2	93-2009	○		466
60	健康福祉センター	上長山町本宮下1-1685	92-1388	○	○	140
61	一宮生涯学習センター	上長山町小南口原1-500	93-6030	○		151
62	一宮体育センター	一宮町上新切33-259	93-0159	○		165
63	農業者トレーニングセンター	一宮町豊1	93-0159	○		335
64	一宮西部小学校	一宮町緑1	93-2007	○		550
65	一宮南部小学校	豊津町新地4	93-2059	○		439
66	長慶寺(風水害のみ開設)	金沢町藤弦3・4合地	93-4623	○		79
67	音羽中学校	赤坂町西縄手66	88-3208	○		953
68	赤坂小学校	赤坂町東山140	88-5671	○		635
69	赤坂台地区市民館	赤坂台1608	88-2810	○		57
70	音羽文化ホール	赤坂町松本250	88-8010	○	○	117

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避難場所 との重複	福祉避難所	想定収容人数 (3㎡/人)
71	音羽福祉保健センター	赤坂町狭石1	88-7723	○		112
72	音羽生涯学習センター	赤坂町西裏47-1	80-1357	○		191
73	萩小学校	萩町岩田9-2	88-2831	○		453
74	萩地区市民館	萩町塩ノ田75-1	88-6262	○		59
75	長沢小学校	長沢町午新88	88-3481	○		485
76	長沢地区市民館	長沢町午新122	87-4455	○		93
77	御津中学校	御津町浮野山下20	75-2541	○		1164
78	御津南部小学校	御津町御馬加美15	75-2003	○		1071
79	西方地区市民館	御津町西方宮長31	75-2483	○		62
80	御馬地区市民館	御津町御馬西96	75-2632	○		64
81	御津生涯学習センター	御津町西方日暮30	76-4714	○		336
82	御津北部小学校	御津町広石神子田54-1	75-2021	○		627
83	御津あおば高等学校	御津町豊沢松ノ下1	75-4155	○		716
84	広石地区市民館	御津町広石船津34-1	76-3515	○		67
85	御津体育館	御津町広石日暮148	76-2821	○		602
86	御津文化会館	御津町広石日暮146	76-3720	○		301
87	御津福祉保健センター	御津町広石枅ヶ坪88	77-1500	○	○	403
88	小坂井中学校	伊奈町古当103	78-3322	○		1285
89	小坂井東小学校	小坂井町西浦87	78-2271	○		578
90	小坂井高等学校	小坂井町欠田100-1	72-2211	○		364
91	小坂井文化センター	伊奈町新町170-2	78-3586	○		56
92	小坂井西小学校	伊奈町縫殿55-1	78-2281	○		723
93	小坂井文化会館	伊奈町新屋97-2	78-3000	○		173
94	ござかい葵風館	小坂井町大堀10	72-2165	○		135
95	ござかい児童館	小坂井町大堀10	72-2410		○	38
96	千両荘	千両町大堀63	83-0016		○	10
97	愛厚ホーム豊川苑	平尾町諏訪下73-1	87-2577		○	10
98	穂の国荘	西原町松葉10-16	93-7575		○	8
99	秋桜の里	三蔵子町北浦4	80-2006		○	8
100	一晃	御津町赤根山田12	75-2800		○	8
101	ジャルダン・リラ	萩町上近久88	88-6333		○	9
102	あおい	宿町金山93	73-1000		○	8
103	たんぼぼ	野口町道下31	83-3955		○	9
104	ケアリゾートオーブ	平尾町諏訪下101	88-8718		○	10
105	おとわの社	赤坂町東山12-1	87-0111		○	10
106	愛厚希全の里	一宮町上新切33-267	93-2062		○	20
107	シンシア豊川	平尾町諏訪下10	88-7500		○	8
108	ホテルの郷	足山町年長1-6	93-6133		○	5
109	ケアハウスみその	金沢町稲場7	93-1712		○	5

※1 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波などの異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する（災害対策基本法第49条の4）

※2 指定避難所

災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する（災害対策基本法第49条の7）

日頃から、自宅周辺の避難場所を確認しておきましょう



# 避難所開設ガイド

災害発生

## 避難所開設

◎市担当職員（避難所対策員・施設所管課職員）

※ 市担当者不在 → **自主防災会等**

### 【避難所開設チェックリスト（様式1）】

- 建物が傾斜していないか？
- 隣接する建物に倒壊の恐れはないか？
- 建物周辺に土砂崩れ、又はその恐れはないか？
- 建物周辺に地盤沈下・亀裂等が生じてないか？
- 火災は発生していないか？ガス漏れはないか？
- 建物に大きなひび割れ・はく離はないか？
- 窓ガラス、照明器具等の落下物はないか？

## 避難者受入

① 受付の設置

### 【避難者台帳（様式2）】

- ② 通路の確保と地区（町内会等）の割振り
- ③ 「福祉スペース」の確保

### 【ライフライン等の確認（様式1）】

- 電気、水道、ガス、電話等が使用できるか？
- トイレが使用できるか？
- 放送設備が使用できるか？
- 防災行政無線・ファックスが使用できるか？

## 運営委員会

### 【避難所開設広報の依頼（様式7）】

### 【避難所状況報告書（様式3）】

### 【避難者名簿（様式4）】

★避難所の運営は、地域住民や避難者が自主的に運営します。「避難所運営委員会」は避難者を主体として構成しますが、様々な立場の方に配慮します（女性、障がい者、高齢者など）。

【会長・副】 避難者から互選

総務班・委員会連絡調整

名簿班・避難者名簿作成等

食糧班・食糧配布、報告等

物資班・物資配布、報告等

救護班・負傷者対応等

衛生班・トイレ等の管理

広報班・避難者情報管理等

◎市担当職員は、避難所運営委員会に協力します。

○避難者等の状況報告・依頼等

### 【避難所状況報告書（様式3）】

### 【食糧・飲料水依頼票（様式5）】

### 【生活用品依頼票（様式6）】

### 【その他依頼票（様式7）】

○避難所運営委員会の設置等

### 【避難者運営委員会規約（案）（様式9）】

各様式については「豊川市避難所運営マニュアル」（令和3年8月改訂）をご覧ください。

豊川市自主防災会一覧表

番号	名称	結成年度	番号	名称	結成年度	番号	名称	結成年度
1	円福町自主防災会	S59	37	上野自主防災会	S54	73	下長山3自主防災会	S54
2	天神町自主防災会	S59	38	大橋自主防災会	S57	74	中条1自主防災会	S54
3	東豊町自主防災会	S59	39	二葉自主防災会	S57	75	中条2自主防災会	S54
4	西豊町自主防災会	S54	40	向河原自主防災会	S57	76	中条3自主防災会	S54
5	大堀町自主防災会	S58	41	谷川自主防災会	S58	77	中条東自主防災会	S54
6	東名町自主防災会	S57	42	三上自主防災会	S56	78	中条5自主防災会	S54
7	本野ヶ原自主防災会	H11	43	三蔵子第1自主防災会	S56	79	正岡自主防災会	S58
8	栄町自主防災会	S58	44	三蔵子第2自主防災会	S56	80	行明自主防災会	S58
9	元町自主防災会	S58	45	三蔵子第3自主防災会	S56	81	柑子自主防災会	S58
10	新屋町自主防災会	S56	46	樽井自主防災会	S56	82	瀬木自主防災会	S58
11	門前町自主防災会	S59	47	六角自主防災会	S56	83	塚田自主防災会	S58
12	旭町自主防災会	S59	48	本野自主防災会	S56	84	西島自主防災会	S58
13	幸町自主防災会	S55	49	大崎町自主防災会	S56	85	瀬木住宅自主防災会	S58
14	西町自主防災会	S55	50	長草自主防災会	S56	86	新瀬木自主防災会	S59
15	仲町自主防災会	S58	51	若竹荘自主防災会	S56	87	中部第1自主防災会	S54
16	東本町自主防災会	S59	52	トピー住宅自主防災会	S59	88	中部第2自主防災会	S54
17	西本町自主防災会	S59	53	金屋1自主防災会	S55	89	佐奈川自主防災会	S57
18	開運町自主防災会	S56	54	金屋2自主防災会	S55	90	源才自主防災会	S58
19	古宿1区自主防災会	S55	55	金屋3自主防災会	S55	91	高見自主防災会	S58
20	古宿2区自主防災会	S59	56	金屋4自主防災会	S55	92	四ツ谷1自主防災会	S57
21	古宿3区自主防災会	S56	57	金屋5自主防災会	S55	93	四ツ谷2自主防災会	S57
22	馬場町自主防災会	S58	58	金屋橋自主防災会	S56	94	光輝第1自主防災会	S57
23	東光町自主防災会	S56	59	赤代自主防災会	S58	95	光輝第2自主防災会	S57
24	東新町自主防災会	S59	60	穂ノ原住宅自主防災会	H20	96	松久自主防災会	S58
25	桜木町自主防災会	S58	61	牛1自主防災会	S54	97	一本松自主防災会	S57
26	東桜木自主防災会	S59	62	牛2自主防災会	S54	98	明野自主防災会	S59
27	西桜木自主防災会	S59	63	牛3・若葉自主防災会	S54	99	明野雇用促進自主防災会	H10
28	曙自主防災会	S54	64	牛4自主防災会	S54	100	諏訪3自主防災会	S54
29	三谷原自主防災会	S56	65	牛5自主防災会	S54	101	諏訪4自主防災会	S54
30	村前住宅自主防災会	S56	66	牛6自主防災会	S54	102	諏訪1自主防災会	S54
31	牧野自主防災会	S59	67	牛7自主防災会	S54	103	諏訪2自主防災会	S54
32	土筒自主防災会	S56	68	牛8自主防災会	S54	104	新道1自主防災会	S57
33	院之子自主防災会	S56	69	牛11自主防災会	S54	105	新道2自主防災会	S57
34	当古自主防災会	S58	70	南大通自主防災会	S54	106	蔵子2自主防災会	S58
35	住吉自主防災会	H5	71	下長山1自主防災会	S54	107	桜町自主防災会	S57
36	麻生田自主防災会	S57	72	下長山2自主防災会	S54	108	蔵子1区自主防災会	S58

番号	名 称	結成 年度	番号	名 称	結成 年度	番号	名 称	結成 年度
109	農ヶ上自主防災会	S57	145	東山自主防災会	S55	181	平井自主防災会	S60
110	小田渕自主防災会	S59	146	東上自主防災会	H3	182	西小坂井自主防災会	S60
111	野畔自主防災会	S57	147	江島自主防災会	H3	183	古当自主防災会	S60
112	市田自主防災会	S57	148	上長山自主防災会	H3	184	前山自主防災会	S60
113	八幡自主防災会	S57	149	一宮自主防災会	H3	185	伊奈自主防災会	S60
114	野口自主防災会	S56	150	大木自主防災会	H3	186	南山自主防災会	S60
115	平尾自主防災会	S56	151	篠田自主防災会	H3	187	小坂井住宅自主防災会	S60
116	財賀自主防災会	S56	152	西原自主防災会	H3	188	美園自主防災会	S60
117	県営平尾自主防災会	S57	153	足山田自主防災会	H3			
118	市営平尾自主防災会	S57	154	松原自主防災会	H3			
119	千両自主防災会	S57	155	大和自主防災会	H3			
120	千両住宅自主防災会	S55	156	金沢自主防災会	H3			
121	東数谷原自主防災会	S55	157	赤坂自主防災会	H15			
122	下西ノ谷自主防災会	S58	158	長沢自主防災会	H15			
123	上西ノ谷自主防災会	S59	159	萩自主防災会	H15			
124	南千両自主防災会	S59	160	赤坂台自主防災会	H9			
125	久保自主防災会	S54	161	上佐脇自主防災会	H14			
126	白鳥自主防災会	S54	162	下佐脇自主防災会	H14			
127	上宿第1自主防災会	S55	163	新田自主防災会	H15			
128	上宿第2自主防災会	S57	164	御馬自主防災会	H14			
129	国府上町自主防災会	S57	165	西方自主防災会	H15			
130	国府中町自主防災会	S57	166	坪野自主防災会	H14			
131	国府下町自主防災会	S55	167	大草自主防災会	H13			
132	南田自主防災会	S55	168	赤根自主防災会	H14			
133	森自主防災会	S55	169	広石自主防災会	H14			
134	為当自主防災会	S55	170	東豊沢自主防災会	H13			
135	国府東自主防災会	S55	171	西豊沢自主防災会	H14			
136	御油西町自主防災会	S55	172	東金野自主防災会	H15			
137	新丁自主防災会	S55	173	西金野自主防災会	H14			
138	相生自主防災会	S55	174	小坂井自主防災会	S60			
139	音羽自主防災会	S55	175	篠束自主防災会	S60			
140	追分自主防災会	S55	176	宿自主防災会	S60			
141	御油本町自主防災会	S58	177	白山自主防災会	S60			
142	東沢1区自主防災会	S55	178	新町自主防災会	S60			
143	東沢2区自主防災会	S55	179	茶屋自主防災会	S60			
144	東沢3区自主防災会	S55	180	八丁自主防災会	S60			



## 豊川市の主な災害用備蓄品一覧表(参考)

品 名	品 名
ビスケット	ビスコ
えいようかん（羊羹）	アルファ米
飲料水	粉ミルク
はそりセット	カセットコンロ
カセットコンロ用ボンベ	箸
紙皿	紙コップ
折畳水容器	缶切
哺乳瓶	仮設トイレ（屋外用・室内用）
パック毛布	投光器
コードリール	発電機
懐中電灯	生理用品
紙おむつ	ティッシュペーパー
パックタオル	三角巾
ガソリン缶詰	ブルーシート
バケツ	授乳室兼更衣室（仮設）

※ 保管場所は各学校の防災倉庫や拠点となる防災倉庫等

## デジタル移動系防災行政無線の概要


災害発生時には回線の途絶や輻輳、停電等により、一般固定電話機や携帯電話を使用した情報の受伝達が困難になることが予測されています。

豊川市では、市内に204（基地局及び中継局を含む。）の無線局を配備しています。

### 1 デジタル移動系防災行政無線の配備場所

- (1) 統制局・・・・・・・・・・・・・・ 1局（危機管理課）
- (2) 市各課及び関係機関・・・・・・・・ 111局（市各課及び自衛隊、警察、保健所等）
- (3) 全避難所・・・・・・・・・・・・・・ 94局（小中学校・市民館・他公共施設等）

### 2 利用について

豊川市役所開庁時（平日8時30分から17時15分まで）に、導通試験を実施できますので、統制局番号（100番）を入力し、 ボタンを押下してください。

また、危機管理課執務室の固定電話（☎89-2194）にも架電することができます。

「\*1257」を押下しますと、通信できます。

主な防災無線番号一覧表

名称等		無線番号	名称等	無線番号	名称等	無線番号
統制局	危機管理課	100	JR豊川駅	802	国府高校	337
	危機管理課 FAX	099	名鉄国府駅	803	豊川工科高校	338
	FAX 8099**1570 又は 8099		ILP-ガス協会豊川分会	805	豊川高校	339
市関係機関	一宮支所	214	豊川陸運協会	806	御津あおば高校	340
	音羽支所	218	豊川老人保健施設ケアリゾートオリーブ	807	小坂井高校	341
	御津支所	216	豊川建設業協会	407	宝陵高校	342
	小坂井支所	220	豊川市上下水道工事組合	408	豊川特別支援学校	343
	教育委員会庶務課	275	豊川小学校	301	国府市民館	508
	教育委員会学校教育課	277	東部小学校	302	平尾地区市民館	509
	道路河川管理課	239	桜木小学校	303	三上地区市民館	510
	市民病院	291	三蔵子小学校	304	古宿地区市民館	511
	消防署（通信室）	270	千両小学校	305	下郷地区市民館	512
	保健センター	210	牛久保小学校	306	麻生田地区市民館	513
	中央図書館	280	中部小学校	307	三蔵子地区市民館	514
	学校給食センター	279	八南小学校	308	睦美地区市民館	515
	社会福祉会館	603	平尾小学校	309	千両地区市民館	516
	総合体育館	601	国府小学校	310	金屋地区市民館	517
	武道館	602	桜町小学校	311	中条地区市民館	518
	農業者トレーニングセンター	609	御油小学校	312	中部南地区市民館	519
	一宮体育センター	610	天王小学校	313	桜木地区市民館	520
	御津体育館	613	代田小学校	314	下長山地区市民館	521
	桜ヶ丘ミュージアム	604	金屋小学校	315	桜町地区市民館	522
	文化会館	605	豊小学校	316	中部西地区市民館	523
	御津文化会館	614	一宮東部小学校	289	国府東地区市民館	524
	小坂井文化会館	617	一宮西部小学校	318	市田地区市民館	525
	ふれあいセンター	606	一宮南部小学校	319	豊地区市民館	526
	健康福祉センター	611	萩小学校	320	代田地区市民館	527
	音羽福祉保健センター	612	長沢小学校	321	諏訪地区市民館	528
	御津福祉保健センター	615	赤坂小学校	322	金屋南地区市民館	529
	小坂井文化センター	616	御津北部小学校	323	赤坂台地区市民館	532
	赤塚山公園	607	御津南部小学校	324	萩地区市民館	531
	勤労福祉会館	608	小坂井東小学校	325	長沢地区市民館	530
	保育協会	619	小坂井西小学校	326	西方地区市民館	533
音羽文化ホール	618	東部中学校	327	御馬地区市民館	535	
防災関係機関	陸上自衛隊豊川駐屯地	401	南部中学校	328	広石地区市民館	534
	豊川郵便局	801	中部中学校	329	豊川生涯学習センター	501
	豊川警察署	402	西部中学校	330	御油生涯学習センター	502
	豊川保健所	403	代田中学校	331	牛久保生涯学習センター	503
	(社)豊川市医師会	404	金屋中学校	332	八南生涯学習センター	504
	中部電力パワーグリッド(株)	405	一宮中学校	333	一宮生涯学習センター	505
	豊川営業所		音羽中学校	334	音羽生涯学習センター	506
	サーラE&L東三河株式会社	406	御津中学校	335	御津生涯学習センター	507
			小坂井中学校	336		

※無線番号の後に「F」の表示がある無線局はFAX機能付です。

連絡先 豊川市 危機管理課 電話：0533-89-2194

FAX: 0533-89-2655 e-mail: kikikanri@city.toyokawa.lg.jp

開庁時間 平日8時30分から17時15分まで（災害時はこの限りではございません）

## 5 半固定無線局の機能・使い方

### 通話をする場合

- ①受話器を取ります
  - ②相手番号を入力し
    - ・個別に呼出す場合 :テンキーで数字3桁の相手番号を入力
    - ・グループで呼出す場合 :「#」+数字2桁のグループ番号を入力
    - ・内線電話を呼出す場合 :「\*」+内線電話番号を入力
  - ③受話器を上げて耳につけ、通話を始める
  - ④通話をする(通常時は3分間の連続通話で自動的に切断されます)
  - ⑤受話器を戻して通話終了
- ※グループ通信・斉通信の場合は、プレストークスイッチを押しながら話す。  
(グループ通信の呼出音:♪ピッピッ)

### 電話を受ける場合

- ①呼出音が鳴る
  - ・呼出音:♪プルプルプル...
- ②受話器を上げて耳につけ、通話を始める
- ③通話をする
- ④受話器を戻して通話終了

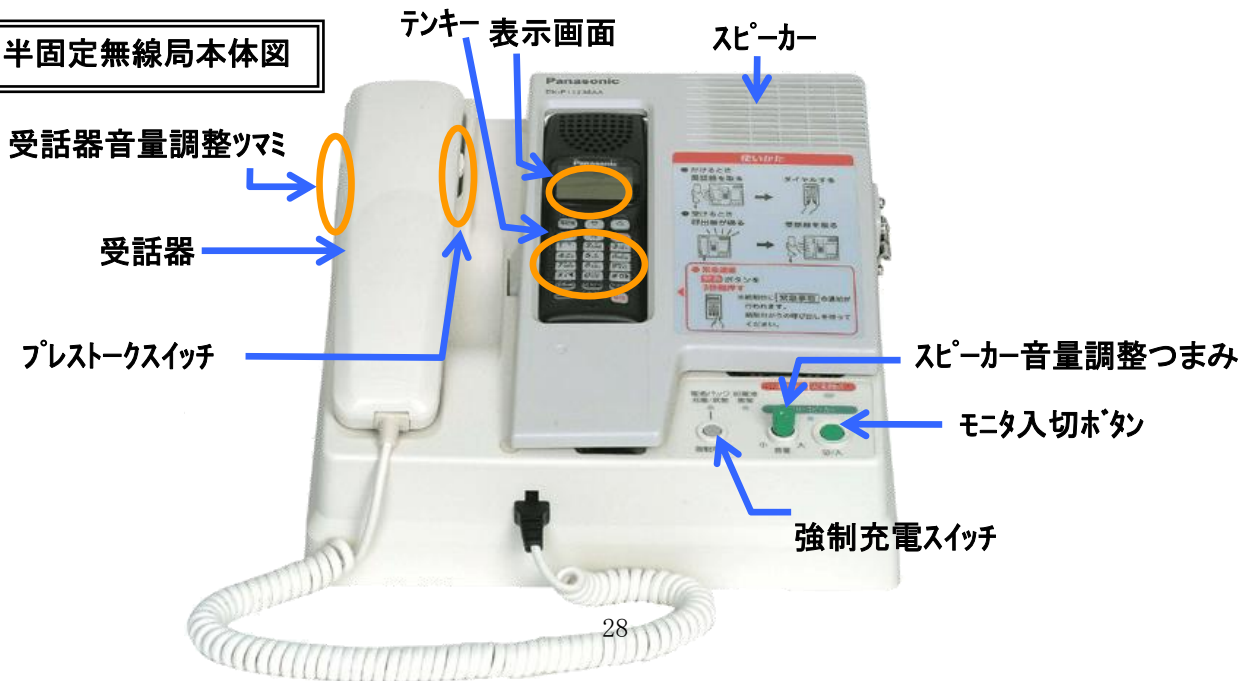
### 緊急通報

- ①「緊急」を2秒以上押す
- ②緊急連絡が統制台に受け付けられると、表示画面に「受付完了」と表示される
- ③統制台から折り返しの連絡を待つ

### FAX

- ①無線専用FAXの「8」+相手無線局番号(個別、グループ)を入力
  - ②スタートボタン押下
  - ③FAXが送信されます
- (音声通話と同時には使用できません)

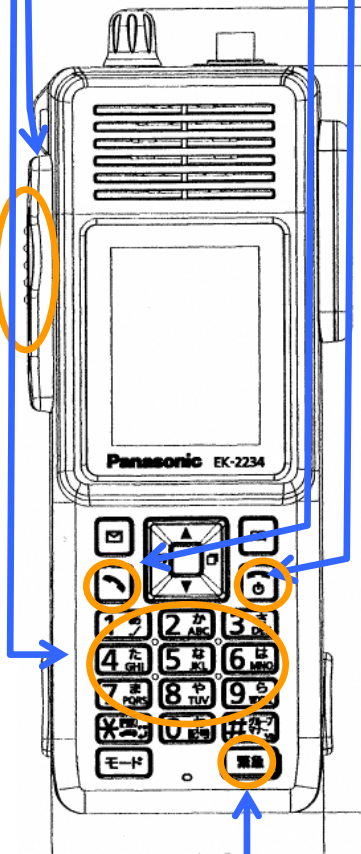
### 半固定無線局本体図



### 3 携帯無線局の機能・使い方

#### 携帯無線局本体図

#### プレストークスイッチ



#### 緊急ボタン

#### 通話をする場合

##### ①相手番号を入力し

- ・個別に呼出す場合 : テンキーで数字3桁の相手番号を入力
- ・グループで呼出す場合 : 「#」+数字2桁のグループ番号を入力
- ・内線電話を呼出す場合 : 「\*」+内線電話番号を入力

##### ②「」ボタン押下

##### ③通話をする(通常時は3分間の連続通話で自動的に切断されます)

##### ④「」ボタン押下で通話終了(注意:長押しすると電源が切れます)

#### ☆グループ通信・一斉通信の場合

話したい場合は、プレストークスイッチを押しながら話す  
話し終わったら、プレストークスイッチを離す  
(グループ通信の呼出音: ♪ピッピッ)

#### 【グループ番号】

- ・「#01」→グループ全局
- ・「#03」→関係機関グループ
- ・「#04」→避難所グループ
- ・「#05」→小学校グループ
- ・「#06」→中学校グループ
- ・「#08」→市施設グループ

#### 【一斉通信】統制局(危機管理課)で設定します

スピーカから大きな音が出る時がありますので、耳につけないでください

#### 電話を受ける場合

##### ①呼出音が鳴る

- ・呼出音 : ♪プルプルプル...

##### ②「」を押して通話を始める

##### ③通話をする

##### ④「」ボタン押下で通話終了(注意:長押しすると電源が切れます)

#### 一斉通信を受けた場合

##### ①呼出音が鳴り、統制台より一斉通報が入る「こちらは統制台です…」

##### ②表示画面に「内容確認OK \* -Yes/# -No」と表示される

##### ③通話内容が確認できたらテンキーにて「\*」を、確認できない場合は「#」をそれぞれ押す

#### 緊急通報

##### ①「緊急」を2秒以上押す

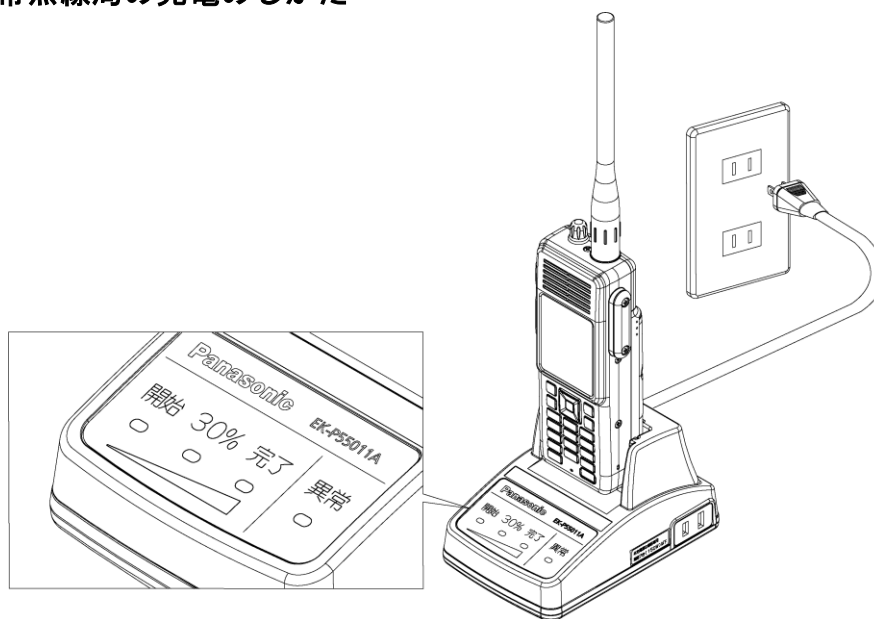
##### ②緊急連絡が統制台に受け付けられると、表示画面に「受付完了」と表示される

##### ③統制台から折り返しの連絡を待つ

注意 「内線電話」とは、市役所庁舎内の内線電話です。また、内線電話から無線へかける場合は、79-000(無線番号)です。

危機管理課FAX送信方法:8099 \* \* 1570(危機管理課FAXで受信)

#### 4 携帯無線局の充電のしかた



■充電器前面の充電ランプで充電状態をお知らせします。  
 (電池を完全に使い切った状態の場合)

充電状態	充電状態表示ランプ			
	開始	30 %	完了	異常
充電開始	● 緑点灯	○ 消灯	○ 消灯	○ 消灯
電池容量の約 30 % 以上充電済み	● 緑点灯	● 緑点灯	○ 消灯	○ 消灯
充電完了	● 緑点灯	● 緑点灯	● 緑点灯	○ 消灯
充電できない状態	○ 消灯	○ 消灯	○ 消灯	● 赤点滅
電池パック未装着	○ 消灯	○ 消灯	○ 消灯	○ 消灯

- 充電できない状態になった場合、電池パックをいったん取り外し、再度セットしてください。異常の赤点滅が繰り返し発生する場合は、危機管理課（89-2194）にご連絡ください。
- 電池温度が充電温度範囲外の場合、充電開始（緑点灯）の状態で充電待機状態になります。そのあと、電池温度が充電温度範囲（5℃～35℃）になれば自動的に開始されます。
- 満充電後は、少しずつ放電されますので、いざという時に使用できるよう、定期的な充電をお願いします。

■充電時間の目安 最大約140分

電池パックを使い切った状態（充電ゼロ）から充電完了までにかかる時間です。

## 119番の通報訓練

**注意** 119番通報訓練を行う場合は、あらかじめ消防指令センター(豊橋市東松山町)への連絡が必要です。(事前連絡なしで行うと、本災害として扱われることがあります。)

災害の通報は

- ① どこで
- ② 何が
- ③ どうなっているのか

を簡潔明瞭に相手に伝えることが、消防車などの早い現場到着につながります。

—通報訓練の例—

**消 防** 119番消防です。火事ですか？救急ですか？

**通報者** 訓練火災です。訓練火災です。

**消 防** どこで何が燃えていますか？

**通報者** ○○町○丁目、○○マンションの西隣の民家が燃えています。  
今、二階の窓から真っ黒い煙が出ています。

**消 防** 消防車が向かいます。

あなたのお名前と、今お使いの電話番号を教えてください。

**通報者** 私は○○自主防災会の○○○○です。

電話番号は090-○○○○-○○○○です。

これは訓練の通報です。

**消 防** 良好な訓練通報でした。他の訓練を続けてください。

消防指令センター TEL (0532) 51-2075

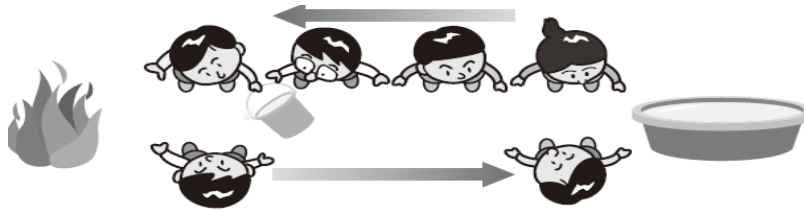


## 消火訓練（水バケツ編）

### ① 一列のりー

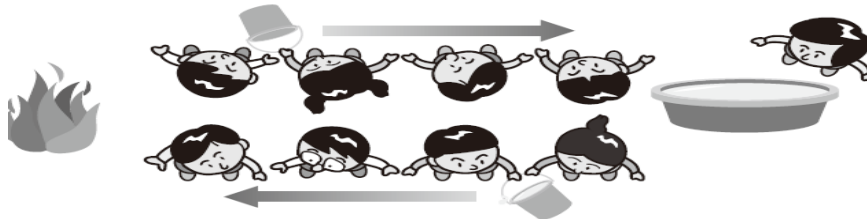
人数が少ない場合の方法です。

- ① 同じ方向を向き、隣との間隔は約1メートル程度（人数の多少により適宜調整）
- ② 先頭者は注水後バケツを持って水槽側に移動する。



### ② 二列のりー

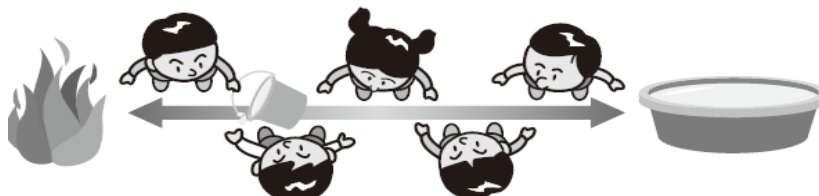
- ① 送水側、返送側に列の背中合わせで行う。
- ② 送水側、返送側とも隣との間隔は約1メートル程度（人数の多少により適宜調整）
- ③ 送水側、返送側の各列はあまり離れない方がよい。



### ③ 千鳥のりー

一列りーより人数が多い場合の方法です。

- ① 一人おきに向きを変えて対面し、水バケツは斜めに向かい合う者で受け渡します。
- ② 水バケツの往復は片手送り、片手戻しで行います。
- ③ 注水は先頭、水汲みは後尾が専従となります。



留意事項 バケツは8リットル程度のものを使用し、水量は50～60リットル程度とする。  
注水は火点2～3リットル前で行う。  
指導者は、掛け声をかけ流れをリードする。

## 消火訓練（消火器編）



1

**安全ピンを抜く**



2

**ノズルを火元  
に向ける**



3

**レバーを強く握り消火  
薬剤を放射する**

### 留意事項

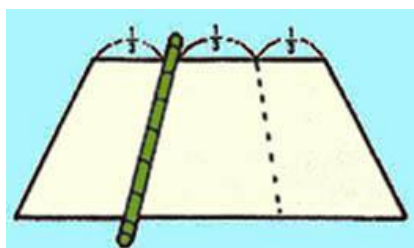
**火点から4～5メートル離れた風上から放射する。**

**放射時間は15～20秒なので、手際よく行う。**

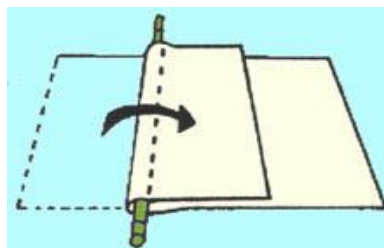


## 応急担架の作り方

適当な強度の棒(200cm~230cm)2本と毛布1枚を用意します。



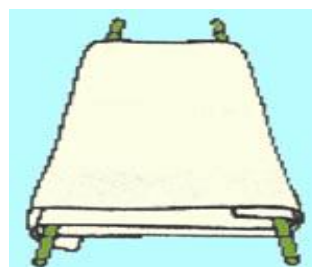
広げた毛布の3分の1の所に棒を置き



その棒を包むように毛布を折ります



折り返した毛布の端にもう1本の棒を置き



その棒を包み込むように残りの毛布を折り返します

### 棒と衣服での作成法



棒2本と5着以上の上着を準備します。上着の袖口のボタンと第1ボタンを外します。  
両手で棒の端を持ち、腰を深く曲げます。上着が裏返しになるようにして、棒の方向に脱がせます。  
これを繰り返します。  
※ボタンがある衣服の場合、傷病者にボタンが当たらないように注意してください。

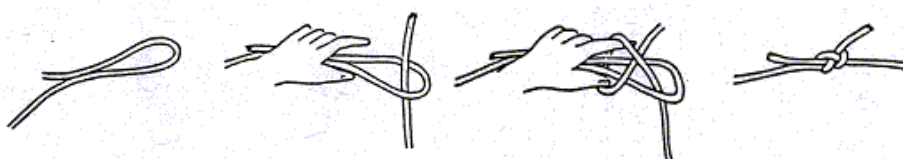
## ロープワークを覚えよう！

ロープワークは消防の現場活動などで多用されるテクニックです。簡単に言えば「紐結び」ですが、これをマスターすれば災害現場での安全確実な作業につながります。また、日常生活にもとても便利です。

1 本結び 同じ太さのロープを結ぶのに適しています。



2 ひとえつなぎ 太さや材質の違うロープを結ぶのに適しています。



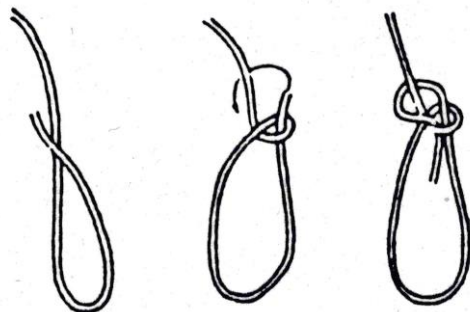
3 ふたえつなぎ 太さや材質の違うロープを結ぶのに適しています。



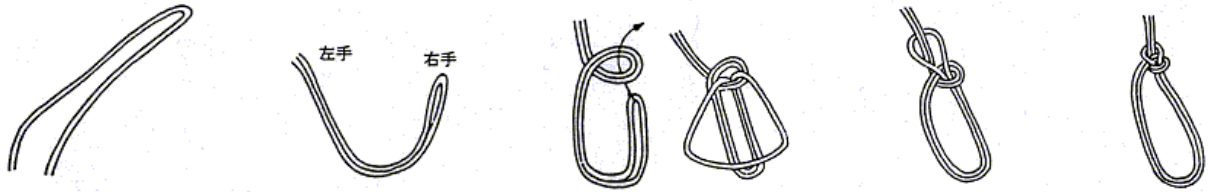
4 ちょう結び ロープの途中に輪を作る必要があるときに使う結び方です。



5 もやい結び 結びやすく解きやすい結び方で、樹木などに結着する場合に用います。

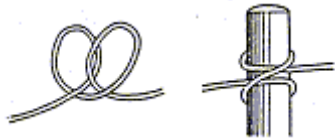


## 6 二重もやい結び



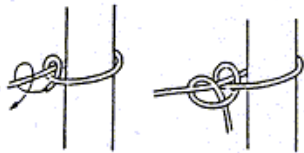
## 7 巻結び

ロープを他の支持物に結ぶのに適しています。



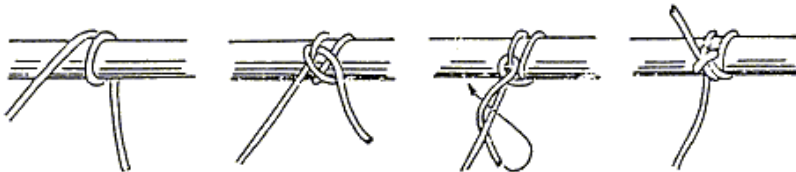
## 8 ふた結び

ロープを他の支持物に結ぶのに適しています。



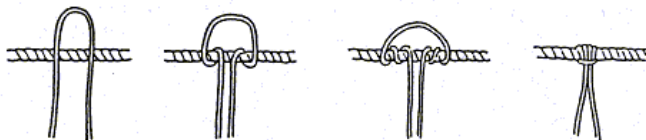
## 9 ふた回りふた結び

ロープを他の支持物に結ぶのに適しています。(簡単に解けない)



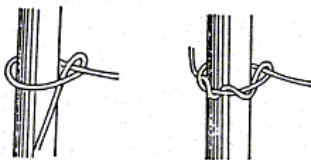
## 10 プルージック結び

ロープを巻きつけるのに適しています。(締め緩めが容易)



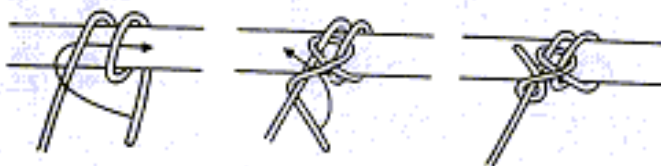
## 11 より結び

材木等をしばるのに適しています。



## 12 いかり結び

柱や杭にロープを結びつけるのに適しています。



# CPR 心肺蘇生法の手順 (小学生以上)

## 1 反応を確認



耳元で呼びかけながら、軽く肩をたたき反応があるかみる。  
目を開けない、返答もない、動かない  
「反応なし」と判断する。

## 2 大声で助けを呼ぶ

「誰かきて！  
人が倒れています」  
「あなたは119番へ  
通報してください！」  
「あなたはAEDを  
持ってきてください！」  
具体的に依頼する。



## 3 呼吸の確認



10秒以内で胸や腹部の上がり下がりを見て、「普段どおりの呼吸」をしているかどうかを確認する。

- 胸や腹の動きがない。
- 呼吸の状態がよくわからない。
- しゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸。

↓  
いずれかで「普段どおりの呼吸なし」

## 4 胸骨圧迫

普段どおりの呼吸がない場合、又はその判断に自信が持てない場合は心停止とみなし、ただちに胸骨圧迫を開始する。

- 胸骨の下半分に、片方の手の付け根を置く。
- 他方の手を重ねる。
- 両肘をまっすぐに伸ばして手の付け根の部分に体重をかけ、真上から垂直に傷病者の胸が約5cm沈むまでしっかり圧迫する(6cmを超えないようにする)。
- 1分間に100回から120回の速いテンポで絶え間なく圧迫する。
- 圧迫を緩めるときは、胸がしっかり戻るまで力を抜く。



## 5 人工呼吸



30回の胸骨圧迫終了後、口対口の人工呼吸で息を吹き込む(10秒以上かけない)。

### 1 気道確保

- ・頭を後ろにのけぞらせ、あご先を上げる。

### 2 人工呼吸

- ・鼻をつまんで息を1秒かけて吹き込み、胸が上がるのを確認する。
- ・いったん口を離し、もう1回吹き込む。
- ・胸が上がらない場合でも、吹き込みは2回までとし、すぐに胸骨圧迫に進む。
- ・人工呼吸ができない場合は省略し胸骨圧迫のみを続ける。

## 6 胸骨圧迫+人工呼吸 (30:2) の継続

- ・救急隊に引き継ぐまで行う。
- ・救助者が2人以上の場合は、1~2分間程度を目安に交代する。

胸骨圧迫は、早期から「強く、速く、絶え間なく」圧迫することが重要です

# AED 到着後の手順

## 1 電源を入れる



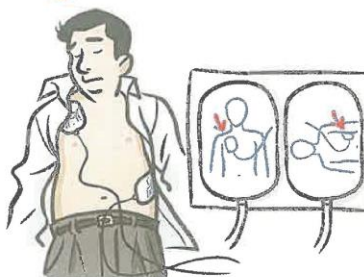
- AEDを傷病者の近くに置く。
- 電源を入れる。(ふたを開けると自動的に電源が入る機種もある)
- メッセージとランプに従い操作する。

## 3 心電図の解析



「体に触れないで下さい」とメッセージが流れるので、誰も傷病者に触れていないことを確認する。  
「みなさん、離れて！」

## 2 電極パッドを貼る



- 貼る位置は電極パッドに絵で表示されている。
- 電極パッドは胸の肌にしっかりと張り付ける。
- 可能であれば胸骨圧迫を継続する。
- 成人(小学生以上)には未就学児用パッドを使用しない。

## 4 電気ショック

- 「ショックが必要です」のメッセージが流れたら自動的に充電が始まる。
- 「ショックボタンを押して下さい」とメッセージが流れたら、誰も傷病者に触れていないことを確認し、ショックボタンを押す。(ショックボタンを押さなくても自動的に電気が流れる機種もある)



- AEDを使用する場合でも、AEDによる心電図の解析や電気ショックなど、やむを得ない場合を除いて、胸骨圧迫の中断をできるだけ短くする。

## 5 心肺蘇生法を再開

- ショックが完了すると、「必要ならばCPRを開始して下さい」とメッセージが流れるので、これに従って、ただちに心肺蘇生法を再開する。
- 「ショックは不要です」のメッセージが流れたら心臓のリズムはAEDでは治せません。メッセージに従ってただちに心肺蘇生法を開始し継続する。



## 6 到着した救急隊に情報を伝える



AEDは2分ほど経ったら、再び、AEDが自動的に心電図の解析を行います。音声メッセージに従って傷病者から手を離し、周りの人も傷病者から離れます。

- 到着した救急隊に、倒れていた状況、実施した応急手当(心肺蘇生法)、AEDによる電気ショックの回数などできるだけ伝える。
- AEDの電極パッドは、傷病者が動き出してもはがさず、電源も入れたままにしておく。

AEDは電源を入れると音声メッセージが流れるので、落ち着いてそれに従ってください

豊川市内のAED設置場所については、下記ホームページでご覧になれます。

「きらっと☆とよかわ！ガイドマップ」

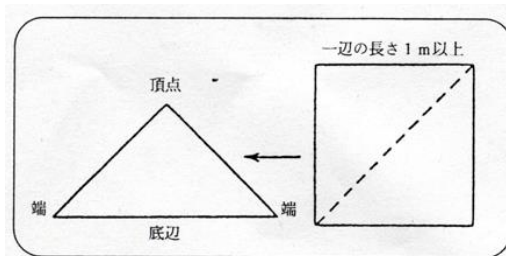
<http://webgis.alandis.jp/toyokawa23/alandis/portal/main.html>

# 三角巾の使い方

三角巾は、傷の大きさに応じて使用でき、止血をしたり広範囲の傷を包んだり、関節にかけたり、手や腕を吊るなど応急手当に使用するのに適しています。三角巾の使用法を知っていると、風呂敷、ネッカチーフなどを包帯として応用することも可能です。

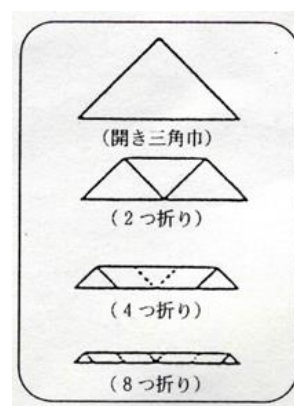
## 1 三角巾の名称と作り方

一辺の長さ1 m以上の四角の布を、対角線に沿って二等分に切る（二枚できる）。開いた三角巾を「全巾」「開き三角巾」、たたんだ物を「たたみ三角巾」といいます。



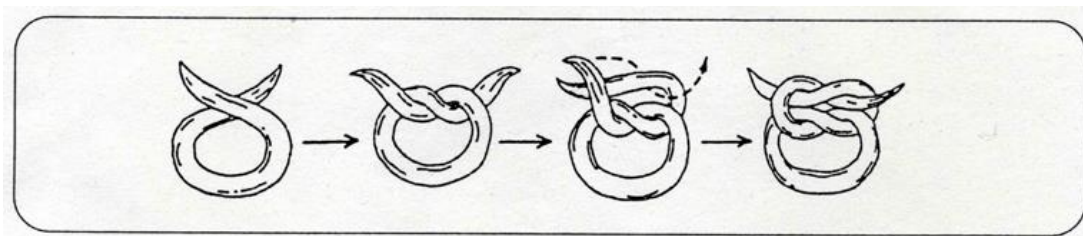
## 2 たたみ三角巾の作り方

頂点を底辺の方に折る、それをさらに繰り返して必要な幅をつくります。折るときには、三角巾が不潔にならないように注意します。



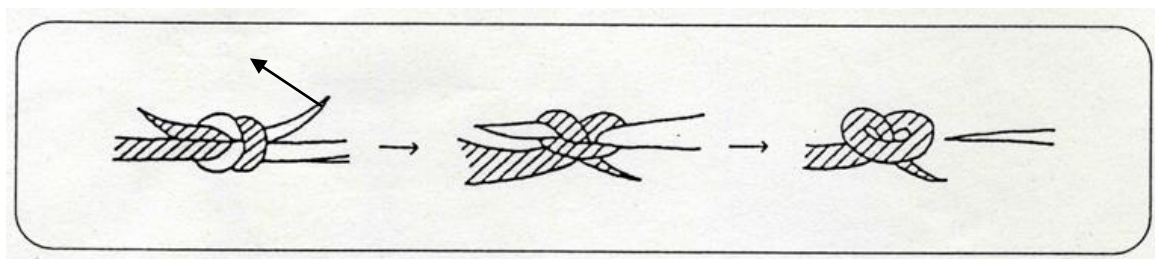
## 3 結び方

結び方が悪いと、搬送中に三角巾が緩んだり、ほどけたりし、逆に解きにくくなることもあります。三角巾を結ぶときは本結びで結びます。



## 4 結び目の解き方

結び方の片方の端を三角巾に沿って引き伸ばし、結び目を持って引き抜きます。



## 5 三角巾の使用法

### (1) 頭

- 患部に保護ガーゼを当てます。三角巾の底辺を 3cm くらい折り、折った方を外側にして額に当て、頂点を後ろにして頭にかぶせます。両端を耳の後ろまで持ってきます。
- 両端を後頭部で交差させ、前に回して額の中央で結びます。
- 後ろに垂れている三角巾の頂点を二つに折り、さらに二つに折ります。それを交差している三角巾の中に差し込みます。



### (2) 顔面

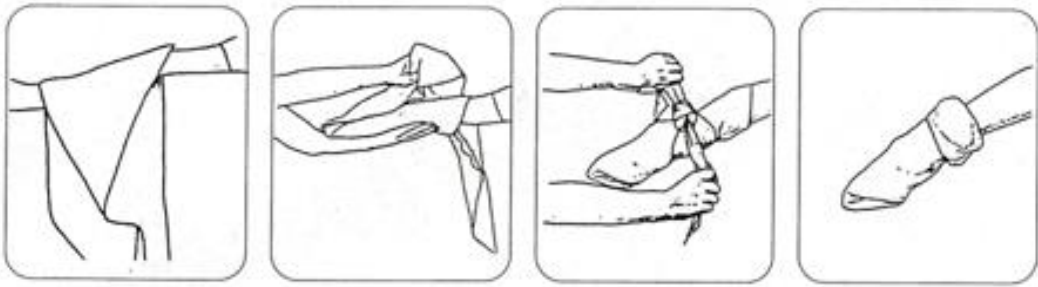
- 患部に保護ガーゼを当てます。三角巾の頂点から約 15cm くらいを残して結びます。頭頂部に結び目を当てて顔面を覆います。
- 両端を後頭部で交差させ、前に回してあごの下で結びます。
- 頭頂部の結び目は、交差部分に入れます。
- できれば、目、鼻、口の部分は三角巾をつまみ上げて切り、穴を開けて視野と呼吸を妨げないようにします。



### (3) 手

- 底辺よりに保護ガーゼを当てた患部を置き、頂点を被せます。
- 手の甲で交差します。
- 両端を手首（手の甲側）で結びます。

- 頂点を折りこみます。



#### (4) 腕の吊り方

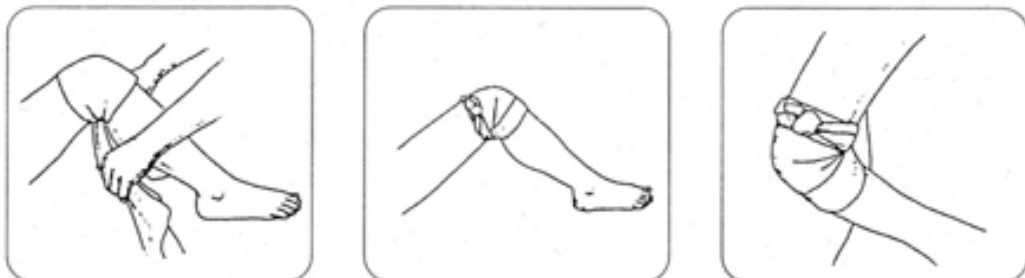
- 吊ろうとする腕のひじ側の肩に頂点を置き、反対側の肩に底辺をかけます。
- 一方の端を患者の方に向かって折り曲げ、他方の端と結びます。
- 頂点を止め結びにするか、折り曲げて安全ピンで留めます。



末端の変色などを確認するため、指先が見えるようにします。

#### (5) ひざ（ひじ）

- ひざを十分覆うくらいの「たたみ三角巾」を作り、患部に当てた保護ガーゼの上を覆い、ひざの後ろで交差させます。
- ひざの上方外側で結びます。





# 炊飯袋でご飯を作ってみよう！

## 1 準備するもの

洗った米（災害時は洗わない）  
180ccの計量カップ（コーヒーの空き缶でも可）  
飲料水  
炊飯袋  
輪ゴム  
梅干、塩昆布など  
やかん（注水用）  
煮るためのセット（かまど、はそり等）

炊飯袋

災害救助用  
炊飯袋

作り方

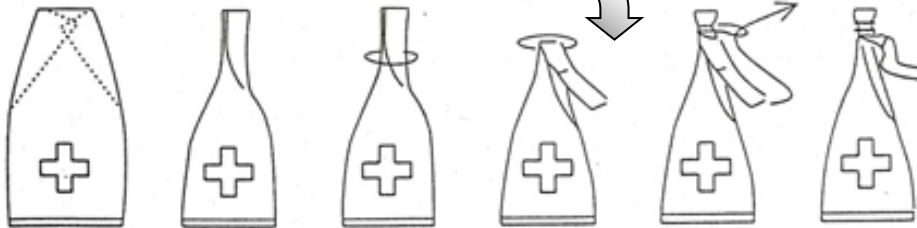
水の線

米の線

〇〇工業

## 2 作り方（1合用）

- ① 炊飯袋に洗米を入れる（袋の線のところまで）
- ② 水を入れる（袋の線のところまで）
- ③ 梅干や塩昆布などを適量入れる
- ④ 袋の中の空気を抜き輪ゴムをかける



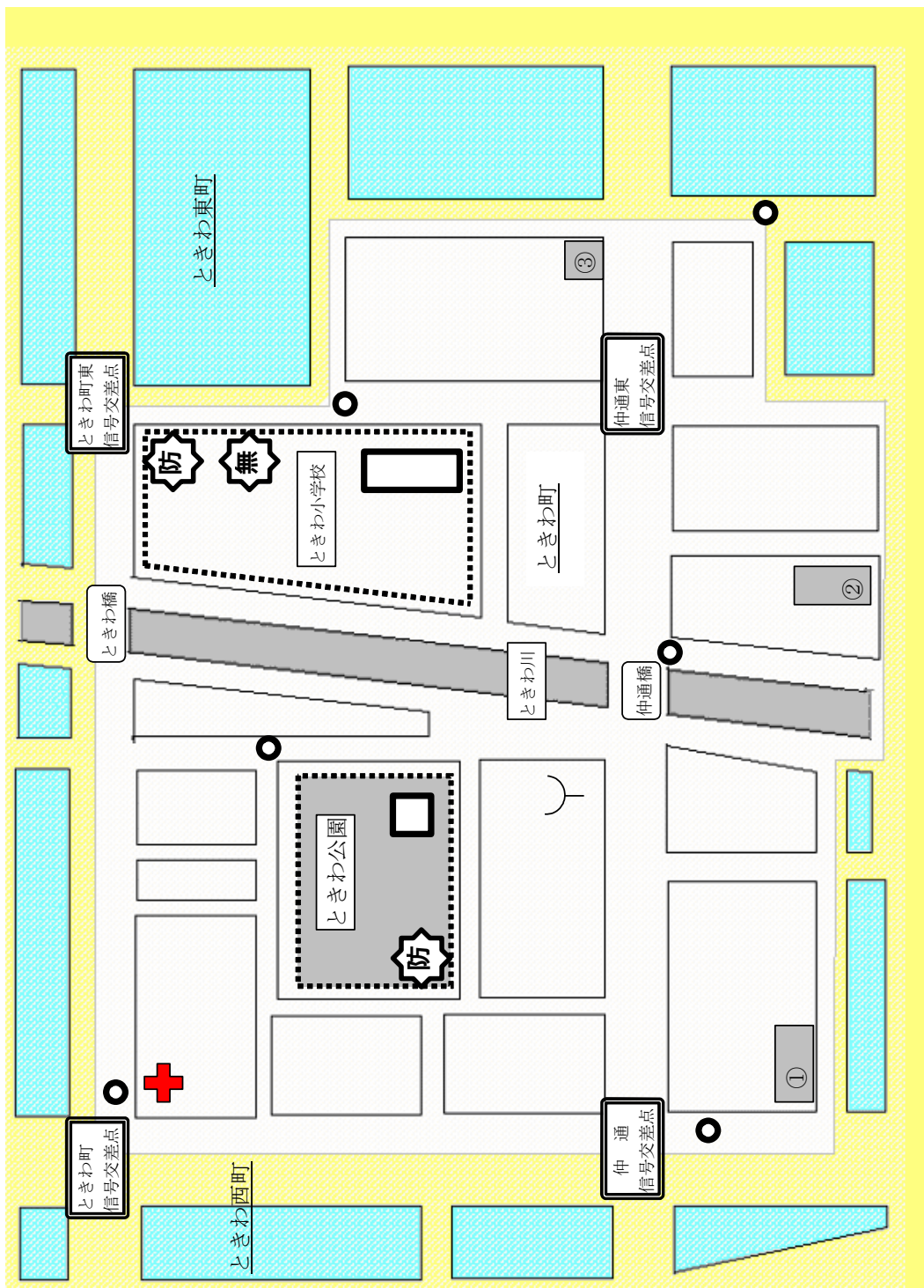
- ⑤ 空気が入っていないこと、しっかり封がされていることを確認する
- ⑥ 移動式炊飯器で30分間煮る
- ⑦ 火を消して15分間蒸らす

※ おにぎり一個程度なら洗米1/2カップ、水110cc、煮時間20分

**できあがり！**

炊飯袋のお求めは防災用品専門店やインターネットでどうぞ

# ときわ町 防災マップ



凡 例

- 消火栓
- 防火水槽・プール
- ⋯ 指定緊急避難場所
- - - 指定避難所
- 一時避難場所
- 防 防災倉庫
- +
- ノ 病院・診療所
- ノ 消防団詰所
- 無 デジタル移動系  
防災行政無線

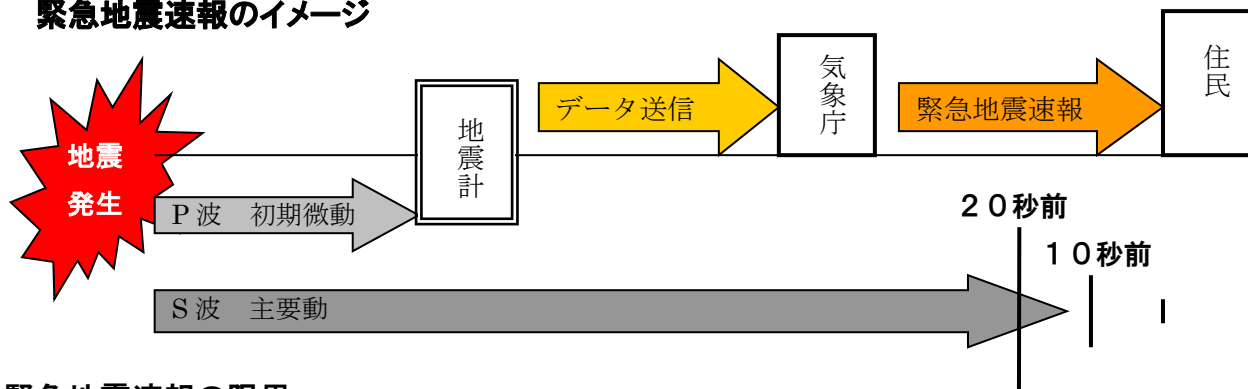
- 一時避難場所
- ① ときわ薬局駐車場
- ② ときわ食堂駐車場
- ③ 常盤産業駐車場

# 緊急地震速報について

## 緊急地震速報とは

緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報です。

## 緊急地震速報のイメージ



## 緊急地震速報の限界

- 震源地の近くでは、速報が間に合わない場合がある。
- 震源、マグニチュード、震度等の推定の精度が十分でない場合がある。
- ごくまれに、雷や事故によって誤報を発信するおそれがある。

## 緊急地震速報の入手方法について

緊急地震速報は、平成19年10月1日から一般の住民への提供が開始されました。

一般的な情報入手方法について

- テレビやラジオによる放送  
平成19年10月1日より、テレビ・ラジオにて緊急地震速報を放送しています。
- 携帯電話による受信  
一部の携帯電話各社により、携帯電話への緊急地震速報の配信がされています。
- 専用端末等を利用した情報入手方法について  
緊急地震速報を受信する専用端末や、表示ソフトをインストールしたパーソナルコンピューターなどへ緊急地震速報を提供する事業を行っている事業者があります。

## 緊急地震速報を受信したら（ご家庭内で）

- 頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる。
- あわてて外へ飛び出さない。
- その場で可能なら火の始末、離れていたら無理に消火しない。
- 扉を開けて避難路を確保する。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に対比建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある <sup>※</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>※</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

# 豊川市の注意報・警報基準

## 警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在  
発表官署 名古屋地方気象台

豊川市	府県予報区	愛知県		
	一次細分区域	東部		
	市町村等をまとめた地域	東三河南部		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	21	
		土壌雨量指数基準	165	
	洪水	流域雨量指数基準	佐奈川流域=13.3, 白川流域=11.3, 音羽川流域=12.8	
		複合基準*1	豊川流域=(17, 45.4)	
		指定河川洪水予報による基準	豊川及び豊川放水路[石田・当古・放水路第1]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			内海	23m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			内海	23m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
波浪	有義波高	3.0m		
高潮	潮位	2.5m*2		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	112	
	洪水	流域雨量指数基準	佐奈川流域=10.6, 白川流域=9, 音羽川流域=10.2	
		複合基準*1	佐奈川流域=(6, 10.4), 音羽川流域=(10, 10.2), 豊川流域=(9, 40.9)	
		指定河川洪水予報による基準	豊川及び豊川放水路[石田・当古・放水路第1]	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			内海	16m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
			内海	16m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	1.7m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			内海	500m
乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%			
なだれ				
低温	冬期:最低気温-4℃以下			
霜	晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(着雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		

\*1 (表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。)

\*2 愛知県が定める基準水位観測所(天白川河口)における高潮特別警戒水位(2.3m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

表面雨量指数、土壌雨量指数、流域雨量指数等について、詳しくは  
気象庁ホームページ (<http://www.jma.go.jp/>) をご覧ください。





## 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想される津波の最高波の高さ)	巨大	<p>巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。</p> <p>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</p>
		10m (5m<予想される津波の最高波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最高波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最高波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想される津波の最高波の高さ≤3m)	高い	<p>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。</p> <p>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</p>
津波注意報	予想される津波の最高波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想される津波の最高波の高さ≤1m)	(表記しない)	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。</p> <p>海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。</p>

# とよかわ安心メール 登録方法のご案内

とよかわ安心メールとは、市から防災情報や市政に関する情報などをご登録いただいた携帯電話やパソコンに電子メールでお知らせするサービスです。登録料は無料です。(ただし、登録やメール着信時のパケット通信料や回線使用料は本人の負担となります。)大雨警報や暴風警報などの気象警報や津波警報などの気象情報は気象庁から発表されしだい自動で配信されます。メール配信は携帯電話、パソコン両方に対応しています。

## 空メールやQRコードからの登録方法

- ①携帯電話から次の宛先に空メールを送信します

[toyokawa@entry.mail-dpt.jp](mailto:toyokawa@entry.mail-dpt.jp)

※バーコードの認識ができる携帯電話をお持ちの方は、下のQRコードをご利用ください。



とよかわ安心メール登録用QRコード

- ⑥登録の完了

「本登録完了のお知らせ」のメールが届いたら登録完了です

- ②本登録のお願いメールが届きます

From: とよかわ安心メール  
Sub: とよかわ安心メール本登録のお願い。

とよかわ安心メール仮登録を受け付けました。お手数ですが、このメールを受信された時間から30分以内に、下記のURLをクリックし、本登録を行ってください。

[https://mail.cous.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://mail.cous.jp/*****)

- ⑤登録します

とよかわ安心メール

以下の条件にて登録します。間違いがなければ「登録」ボタンを押してください。

- 防災  
・配信を希望する  
気象  
・全ての気象情報

- ③サイトポリシーを確認のうえ、同意する

とよかわ安心メール

本登録を行うには、サイトポリシーに同意をしていただく必要があります。

[サイトポリシーを確認する](#)

- ④防災・気象・火災\*1・International Mail\*2・子育て・文化・高齢者・結婚支援・児童クラブ・健康医療の順に希望する項目にチェックし、次へ

\*1: 火災については市内10中学校区から希望の中学校区をチェックしてください。複数選択も可能です。

\*2: International Mailについては5カ国語から希望の言語をチェックしてください。複数選択も可能です。

とよかわ安心メール

配信を希望する項目にチェックを入れてください。

- 防災  
 配信を希望する

### ●配信情報一覧

- 防災情報  
避難関連情報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報、その他防災に関連する情報
- 気象情報  
大雨警報や暴風警報など気象警報、津波警報、津波注意報など
- 火災情報  
建物火災・林野火災の発生情報を中学校区ごとに配信
- 上下水道情報  
上下水道における緊急の断水等の情報やお知らせ

- International Mail (外国語情報)  
ポルトガル語、英語、スペイン語、中国語、ベトナム語で市の情報を配信(月1回、災害時)
- 子育て情報  
子育てに役立つ情報、イベント情報など
- 文化情報  
各文化会館・桜ヶ丘ミュージアムの市主催イベント情報など

### ○高齢者情報

- ・いきいき元気メール：高齢者向け情報
- ・高齢者地域見守りネットワーク：行方不明者情報
- 結婚支援情報  
結婚支援事業(個別相談会・セミナー・交流イベント)の情報
- 児童クラブ情報  
児童クラブの利用に関する情報
- 健康・医療情報  
保健センター事業や検診案内、各種教室のお知らせ等に関する情報

ホームページからも登録可能です。

「とよかわ安心メール」ホームページアドレス

<https://mail.cous.jp/toyokawa/>

パソコンや携帯電話から上記のホームページにアクセスし、トップページ画面の「メール配信申し込み」から登録してください。

### 【携帯電話のメールアドレスを登録する場合の注意】

- ① 「ドメイン(@以下のアドレス)指定」をされる方は、「city.toyokawa.lg.jp」を受信できるようにしてください。
- ② URL付きメールの受信を許可してください。(登録・変更・解除などのメールにURLが付いています。)

登録内容変更QRコード

【登録内容を変更する場合】: [toyokawa@check.mail-dpt.jp](mailto:toyokawa@check.mail-dpt.jp)に空メールを送信すると、確認手続きのメールが届きますので、URLをクリックし、変更を選択し、希望する項目にチェックしてください。

【登録を解除する場合】: [toyokawa@cancel.mail-dpt.jp](mailto:toyokawa@cancel.mail-dpt.jp)に空メールを送信すると、解除手続きのメールが届きますので、URLをクリックし、解除を選択してください。

登録解除QRコード

<問合せ先> 防災・気象・火災  
上下水道  
International Mail  
子育て  
文化  
高齢者  
結婚支援・児童クラブ  
健康・医療

⇒ 豊川市危機管理課  
⇒ 豊川市上下水道部経営課  
⇒ 豊川市市民部市民協働国際課  
⇒ 豊川市子育て支援センター  
⇒ 豊川市市民部文化振興課  
⇒ 豊川市福祉部介護高齢課  
⇒ 豊川市子ども健康部子育て支援課  
⇒ 豊川市子ども健康部保健センター

TEL: 0533-89-2194  
TEL: 0533-93-0152  
TEL: 0533-89-2158  
TEL: 0533-89-1398  
TEL: 0533-84-8411  
TEL: 0533-89-2105  
TEL: 0533-89-2133  
TEL: 0533-89-0610



# 豊川市 防災アプリ

TOYOKAWA CITY  
DISASTER PREVENTION  
APP

便利だリン☆



©いなりん

豊川市の防災情報などがプッシュ通知で届く防災アプリ  
を始めました。※通信料は利用者負担となります。



## お知らせ機能

屋外スピーカーからの放送内容など様々な情報を  
**文字と音声**で受け取ることができます。



アプリ利用料  
**無料**



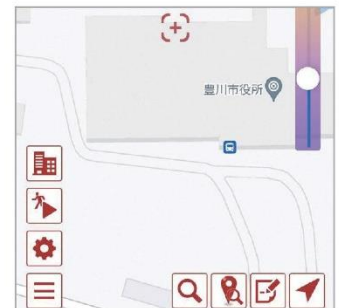
## 天気・気象機能

豊川市の天気・気象情報  
(警報・注意報、地震、津波  
情報)などが確認できます。



## 防災マップ機能

豊川市内の避難所などを  
確認できます。



豊川市防災アプリ

各ストアより「豊川市防災アプリ」で検索し  
インストールしてください。

App store・Google play  
からインストール



iPhoneはこちら Androidはこちら



豊川市危機管理課 | TEL:0533-89-2194 E-mail:kikikanri@city.toyokawa.lg.jp

# アプリのインストール方法

## 豊川市防災アプリ

各ストアより「豊川市防災アプリ」で検索しインストールしてください。  
右記のQRコードからもインストール可能です。

App store・Google play  
からインストール



iPhoneはこちら

Androidはこちら



1 「入手」または「インストール」をタップします。



2 「開く」をタップします。



3 規約を確認し「同意する」をタップします。



4 「許可」をタップします。



5 「住民の方」をタップします。



6 インストール完了です。

## 受信したい放送エリアを指定する方法

※エリアを指定しない場合は、屋外スピーカーで放送した内容をすべて受信します。



1 「メニュー」をタップします。



2 「エリア設定」をタップします。



3 受信したい放送エリアをタップ（最大2中学校区選択可能）します。



4 「保存」をタップします。



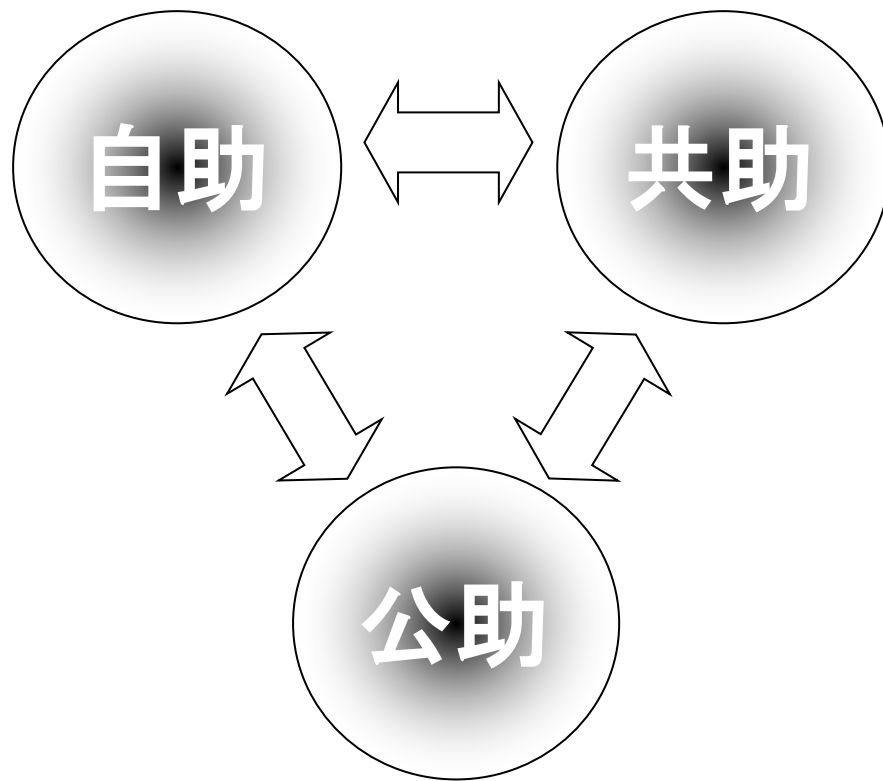
5 設定完了です。

スマートフォンをお持ちでない方については、引き続き「とよかわ安心メール」にて防災情報などをお知らせします。

以下に空メールを送信するか、QRコードより登録できます。



toyokawa@entry.mail-dpt.jp



## 自主防災会活動マニュアル

令和6年4月改訂

豊川市 危機管理課

〒442-8601

豊川市諏訪一丁目1番地

TEL 0533-89-2194

FAX 0533-89-2655

E-mail : kikikanri@city.toyokawa.lg.jp